

総務委員会資料

所管事務の調査（報告） 川崎市情報化推進プラン（案）について

**資料 1 川崎市情報化推進プラン（案）について
(概要)**

資料 2 川崎市情報化推進プラン（案）について

**資料 3 川崎市情報化推進プラン（案）について
意見を募集します**

**平成28年2月12日
総務局**

川崎市情報化推進プラン（案）について（概要）

1 川崎市情報化推進プラン（案）について

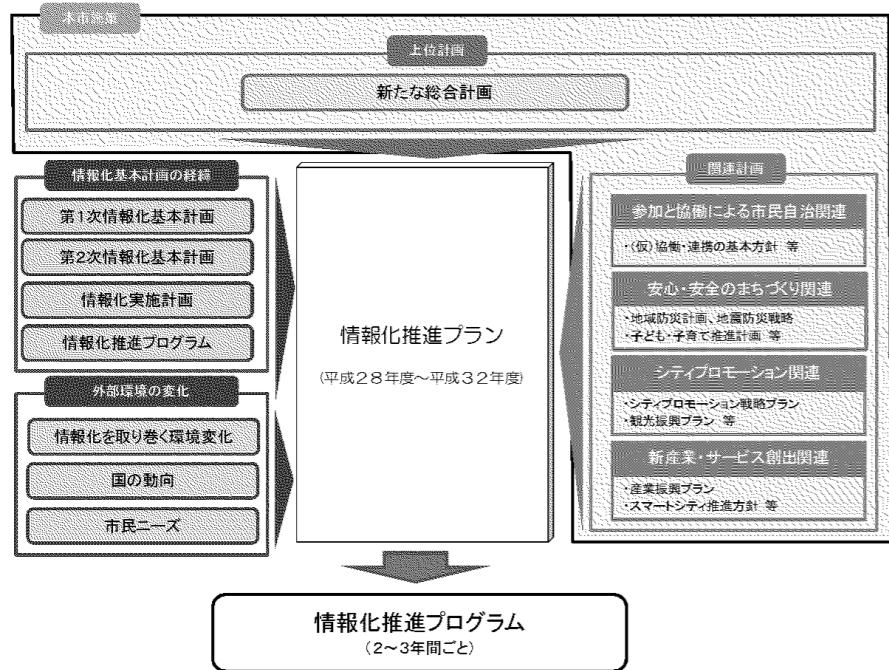
川崎市情報化推進プランは、「成長と成熟の調和による持続可能な最幸のまち かわさき」の実現に向けて、ICTを効果的・積極的に活用することにより、更なる市民サービスの向上や行政事務の効率化を進めるためのプランです。

新たに策定される「総合計画」及び「行財政改革に関する計画」との整合を図りながら、これまでの情報化基本計画による取組の成果を踏まえ、情報通信技術の動向や社会環境の変化にも柔軟に対応した推進プランを策定します。

2 推進プランの位置付け

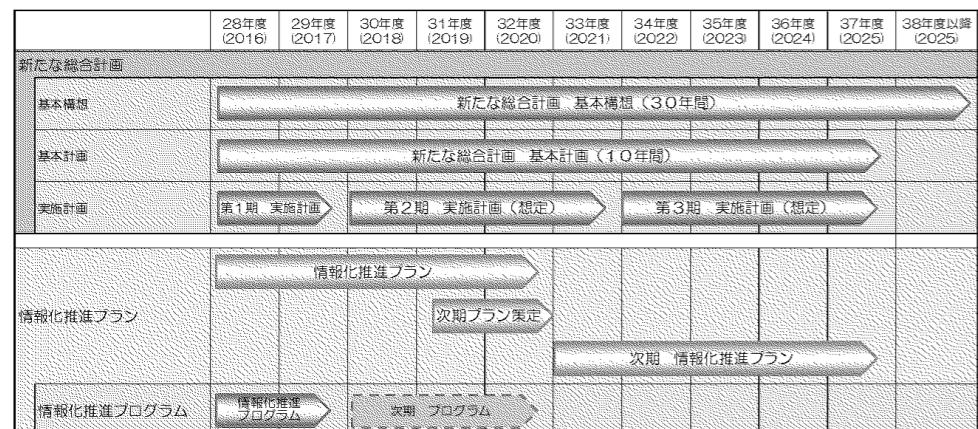
◎プランの位置付け

- 新たな総合計画を上位計画とした新たな総合計画におけるICT分野の分野別計画
- 川崎市情報化施策の推進に関する規則第1条及び第2条第2号に掲げる「川崎市情報化基本計画」



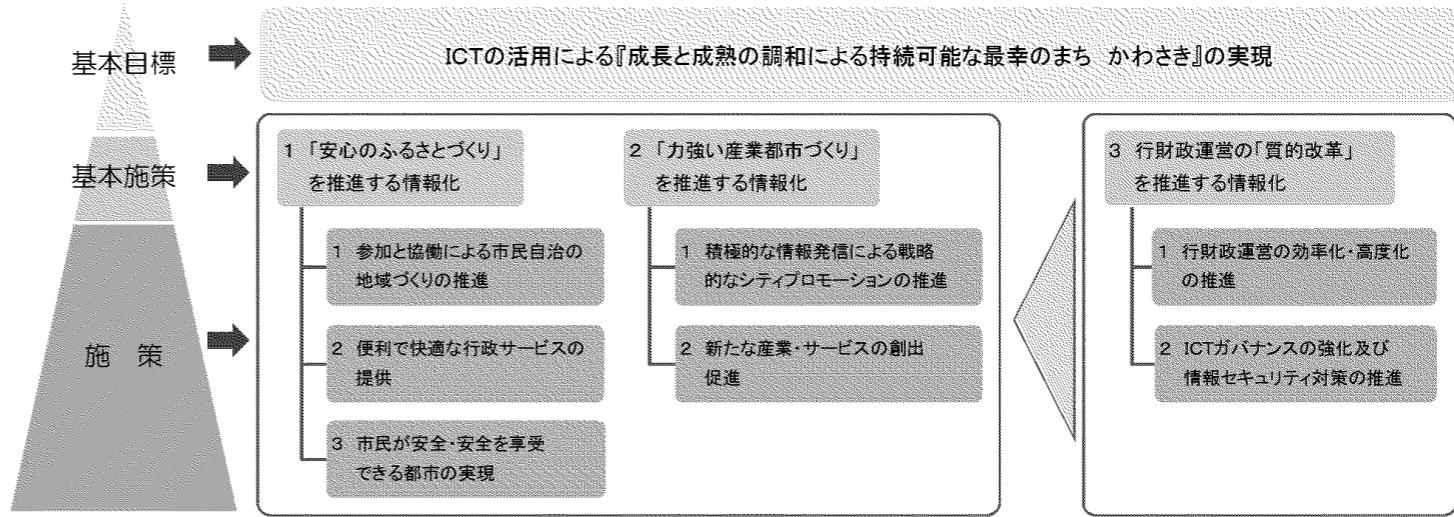
◎計画期間

ICTの技術動向やICTを取り巻く社会環境がめまぐるしく変化し、10年後の将来像を予測することが困難なため、平成28(2016)年度から平成32(2020)年度までの概ね5年間を計画期間とします。

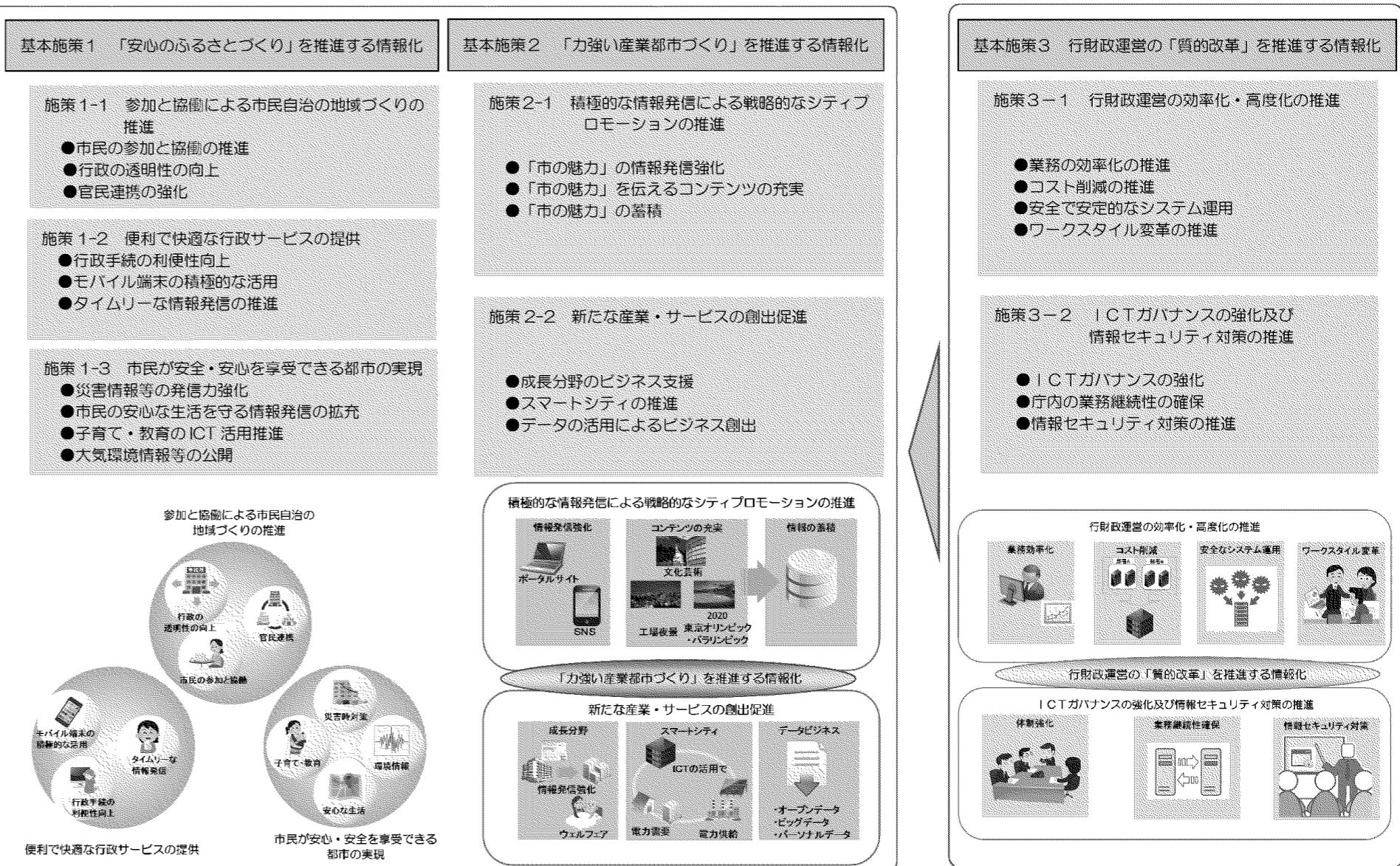


3 推進プランの構成

川崎市の新たな総合計画で掲げる目指す都市像を支える『ICTの活用による「成長と成熟の調和による持続可能な最幸のまち かわさき」の実現』を基本目標とし、3つの基本施策と7つの施策からなる構成としました。



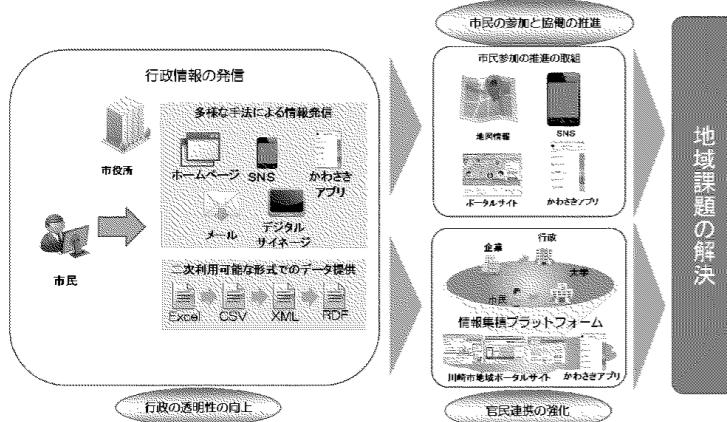
4 基本施策別の施策の基本方向 (案)



4 基本施策別の施策の基本方向（案）

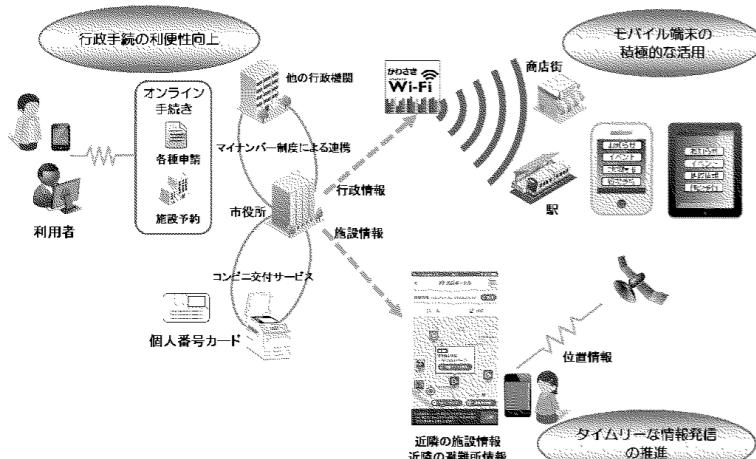
基本施策1 「安心のふるさとづくり」を推進する情報化

施策1-1 参加と協働による市民自治の地域づくりの推進



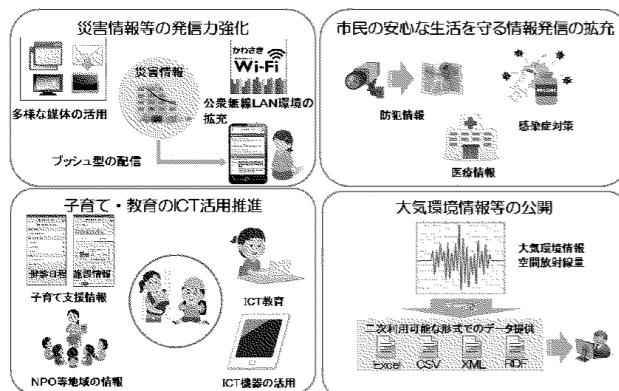
透明でオープンな行政運営を進めるため、①透明性、②市民参加、③官民連携といった「オーブンガバメント」の3つの基本原則に基づき、市政情報を積極的により分かりやすく、かつ、伝わるように発信し、行政、市民、町内会・自治会、市民活動団体、企業、大学等の多様な主体が適切な役割分担の下でそれぞれの強みを活かした協働・連携を深め、ICTの利活用による地域課題の解決に取組んでいきます。

施策1-2 便利で快適な行政サービスの提供



時間や場所にとらわれずにオンライン手続きを行うことができる電子行政サービスの安定稼働と利便性の向上を図っていきます。また、スマートデバイス等でも便利で快適な電子行政サービスが受けられるよう、スマートデバイスでの利用にも配慮した利用環境の提供やタイムリーな情報発信など、モバイル端末での利便性の向上に向けた取組を進めています。

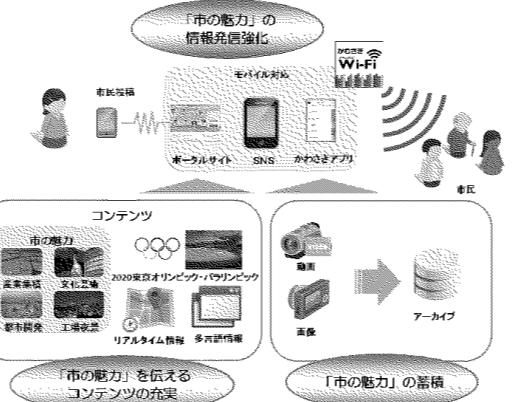
施策1-3 市民が安全・安心を享受できる都市の実現



市民の安全・安心に寄与する防災・防犯に関する情報や子育て支援情報などをICTを最大限に活用して的確な提供を進め、安全・安心を享受できる都市の実現に向けた取組を推進します。

基本施策2 「力強い産業都市づくり」を推進する情報化

施策2-1 積極的な情報発信による戦略的なシティプロモーションの推進

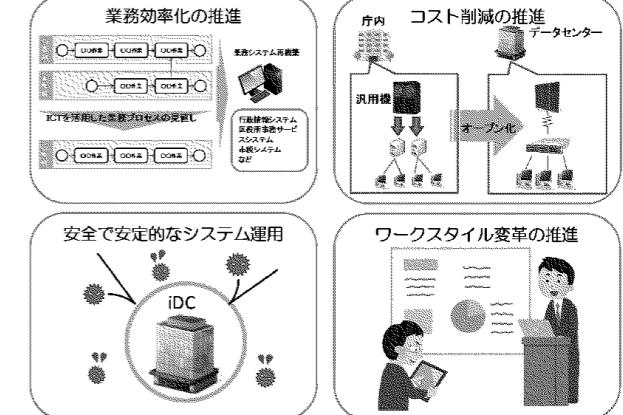


「市の魅力」を伝えるコンテンツの充実を図るとともに、「市の魅力」を積極的に発信することで、川崎の対外的な認知度やイメージの向上を図り、市外の川崎ファンの獲得を進めています。

また、「市の魅力」の蓄積を進め、多くの市民の川崎への「愛着と誇り」が高まるよう、市民への様々な市の魅力発信の取組を進めていきます。

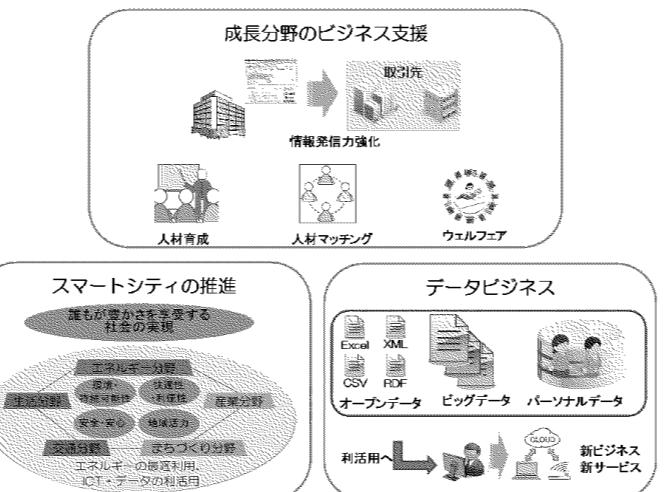
基本施策3 行財政運営の「質的改革」を推進する情報化

施策3-1 行財政運営の効率化・高度化の推進



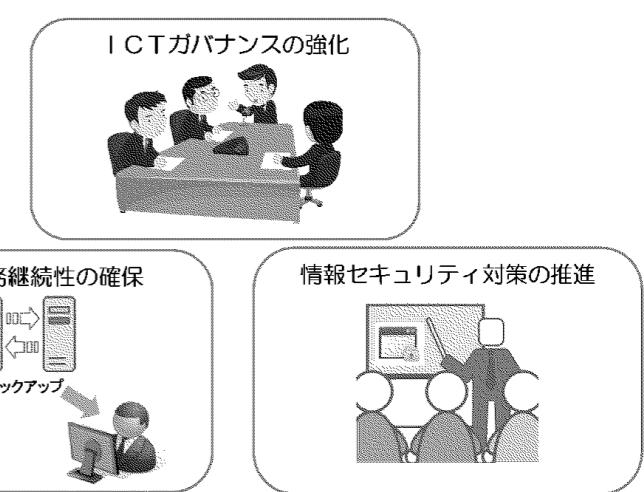
ICTを活用した①業務効率化、②コスト削減、③安全で安定的な運用、④ワークスタイル変革などの取組により、市民サービスの向上及び行政運営の効率化を進めています。特に、システム更新時などを契機とした取組を重点的に行っていきます。

施策2-2 新たな産業・サービスの創出促進



戦略的な情報発信等により、優れた技術力・製品開発力を有する市内事業者等の新規取引先の開発や販路拡大の支援、新分野への進出支援などを進めるなど、市内企業の競争力の向上を図り、ICT、医療・福祉、エネルギーなどの新たな成長分野における川崎発のイノベーションによる新たなビジネスやサービスの創出支援に取組んでいきます。

施策3-2 ICTガバナンスの強化及び情報セキュリティ対策の推進



強力なICTガバナンスのもとで情報化施策を推進するとともに、情報統括監理者(CIO)が兼務する最高情報セキュリティ責任者(CISO)の指揮の下、情報セキュリティ対策の取組を推進します。

5 今後の計画推進に向けて

1 推進プランの推進体制

川崎市情報化推進本部のもと、情報化施策に係る総合的な調整を行いながら、市の総合計画や推進プランに基づき施策を推進していきます。

2 推進プランの進捗管理

推進プランの策定に合わせ、プランの実施計画にあたる(仮称)川崎市情報化推進プログラム(2016-2017)を平成28年3月までに策定し、各局(室)区の主要な情報化施策の進捗管理を年度ごとに行っていきます。

なお、新たな総合計画の第1期実施計画期間に合わせ、次期情報化推進プログラムの計画期間は2年とします。

3 情報化推進のための人材育成

情報化研修、情報セキュリティ研修、階層別研修、eラーニング等を通じて、職員のICTリテラシーの向上を図っていきます。

川崎市情報化推進プラン（案）

平成28年2月

川 崎 市

目次（案）

第1章 川崎市情報化推進プランについて	1
1 推進プラン策定の趣旨	2
2 推進プランの位置付け	3
3 計画期間	4
第2章 計画策定の背景	5
1 情報化を取り巻く環境変化	6
(1) これまでの日本のＩＣＴ産業の変化	6
(2) 情報通信機器の変化	8
(3) 情報通信技術の進展状況	8
2 国の政策動向	10
3 情報化に向けた市民ニーズ	11
(1) 市民アンケート	11
(2) 川崎市公衆無線 LAN 整備に関するアンケート	18
(3) 川崎市の「情報化施策」についてのＷｅｂアンケート	20
4 本市施策の状況	23
(1) 新たな総合計画	23
(2) 行財政改革に関する計画	24
5 本市の情報化基本計画の経緯	25
(1) 第1次情報化基本計画	25
(2) 第2次情報化基本計画	25
(3) 第2次情報化基本計画期間中の主な取組	27
第3章 推進プランの概要	28
1 情報化推進プランの構成	29
2 情報化の基本施策	31
基本施策 1 「安心のふるさとづくり」を推進する情報化	35
施策 1－1 参加と協働による市民自治の地域づくりの推進	36
(1) 現状と課題	36
(2) これまでの本市の取組	37
(3) 施策の基本方向	38
施策 1－2 便利で快適な行政サービスの提供	40
(1) 現状と課題	40

（2）これまでの本市の取組	41
（3）施策の基本方向	42
施策 1－3 市民が安全・安心を享受できる都市の実現	44
（1）現状と課題	44
（2）これまでの本市の取組	45
（3）施策の基本方向	47
基本施策 2 「力強い産業都市づくり」を推進する情報化	49
施策 2－1 積極的な情報発信による戦略的なシティプロモーションの推進	50
（1）現状と課題	50
（2）これまでの本市の取組	51
（3）施策の基本方向	52
施策 2－2 新たな産業・サービスの創出促進	54
（1）現状と課題	54
（2）これまでの本市の取組	55
（3）施策の基本方向	57
基本施策 3 行財政運営の「質的改革」を推進する情報化	59
施策 3－1 行財政運営の効率化・高度化の推進	60
（1）現状と課題	60
（2）これまでの本市の取組	61
（3）施策の基本方向	62
施策 3－2 I C T ガバナンスの強化及び情報セキュリティ対策の推進	64
（1）現状と課題	64
（2）これまでの本市の取組	65
（3）施策の基本方向	66
第5章 今後の計画推進に向けて	68
1 推進プランの推進体制	69
2 推進プランの進捗管理	70
（1）情報化推進プログラムの策定	70
（2）P D C A サイクルによる進捗管理	70
3 情報化推進のための人材育成	71



第1章

川崎市情報化推進プランについて

- 1 推進プラン策定の趣旨
- 2 推進プランの位置付け
- 3 計画期間

1 推進プラン策定の趣旨

本市では社会における情報化の進展に対応し、情報化施策を計画的・総合的に進めるため、平成9(1997)年に川崎市情報化基本計画、平成18(2006)年に第2次川崎市情報化基本計画（以下、「第2次基本計画」という。）を策定し、各種施策の情報化に取り組んできました。

第2次基本計画が策定された10年前と比べて、情報化を取り巻く環境は大きく変わっています。特にスマートデバイス（スマートフォン、タブレット等）の普及、クラウド^{※1}の大容量化、通信速度の向上は目覚ましいものがあり、これらの変化から時間や場所にとらわれない様々な活動が可能となっております。

このようなICT（情報通信技術）を取り巻く社会環境の変化は、行政サービスの向上や行財政運営の効率化に寄与するものです。こうしたことから、これらの分野の施策目標の実現を加速させるため、関連する計画等と整合を図りながら、ICTを活用した取組を進めていく必要があります。

国の動向を見ても、新たな国の中戦略や電子政府・電子自治体推進に向けた取組などが打ち出されており、特に最新の国の中戦略である「世界最先端IT国家創造宣言」では、目指すべき社会・姿として「IT利活用の深化により未来に向けて成長する社会」、「ITを利活用したまち・ひと・しごとの活性化による活力ある社会」、「ITを利活用した安全・安心・豊かさが実感できる社会」、「ITを利活用した公共サービスがワンストップ^{※2}で受けられる社会」の4つが掲げられ、「データ（パーソナルデータ^{※3}、ビッグデータ、オープンデータ）の活用」、「産業活性化」、「安全・安心」、「公共サービスの利便性向上」といった分野において、ICTを活用していくことを求めています。

本市では、新たな総合計画や行財政改革に関する計画を平成28(2016)年3月に策定（予定）したところであり、これらの計画と十分な整合性を確保し、効率的な情報化施策を展開するため、本市におけるICTの戦略的・計画的な利活用に関する方針を示した『川崎市情報化推進プラン（以下「推進プラン」という。）』を策定しました。

※1 クラウドコンピューティングの略。データサービスやインターネット技術等が、ネットワーク上有るサーバ群（クラウド《雲》）にあり、ユーザーは今までのように自分のコンピュータでデータを加工・保存することなく、「どこからでも、必要な時に必要な機能だけ」利用することができる新しいコンピュータ・ネットワークの利用形態。

※2 一度の手続で必要とする関連作業を全て完了できること。

※3 個人情報保護法に規定する「個人情報」に限らず、位置情報や購買履歴など、広く個人に関する個人識別性のない情報も含む個人データのこと。

2 推進プランの位置付け

この推進プランは、新たな総合計画を上位計画とし、新たな総合計画における分野別計画に位置付けられるものであり、新たな総合計画で定める施策等との整合を図り、本市の目指す都市づくりの実現を情報化の側面から支えるものです。

また、第2次情報化基本計画から継続する事業や他の分野別計画、国の動向、市民ニーズを反映した内容としており、特段の取組が求められる情報化施策に関しては新たに情報化推進プログラムとして取りまとめ、重点的に推進していきます。

なお、この推進プランは川崎市情報化施策の推進に関する規則（平成19年3月30日規則第12号）第1条及び第2条第2号に掲げる「川崎市情報化基本計画」として位置付けるものです。

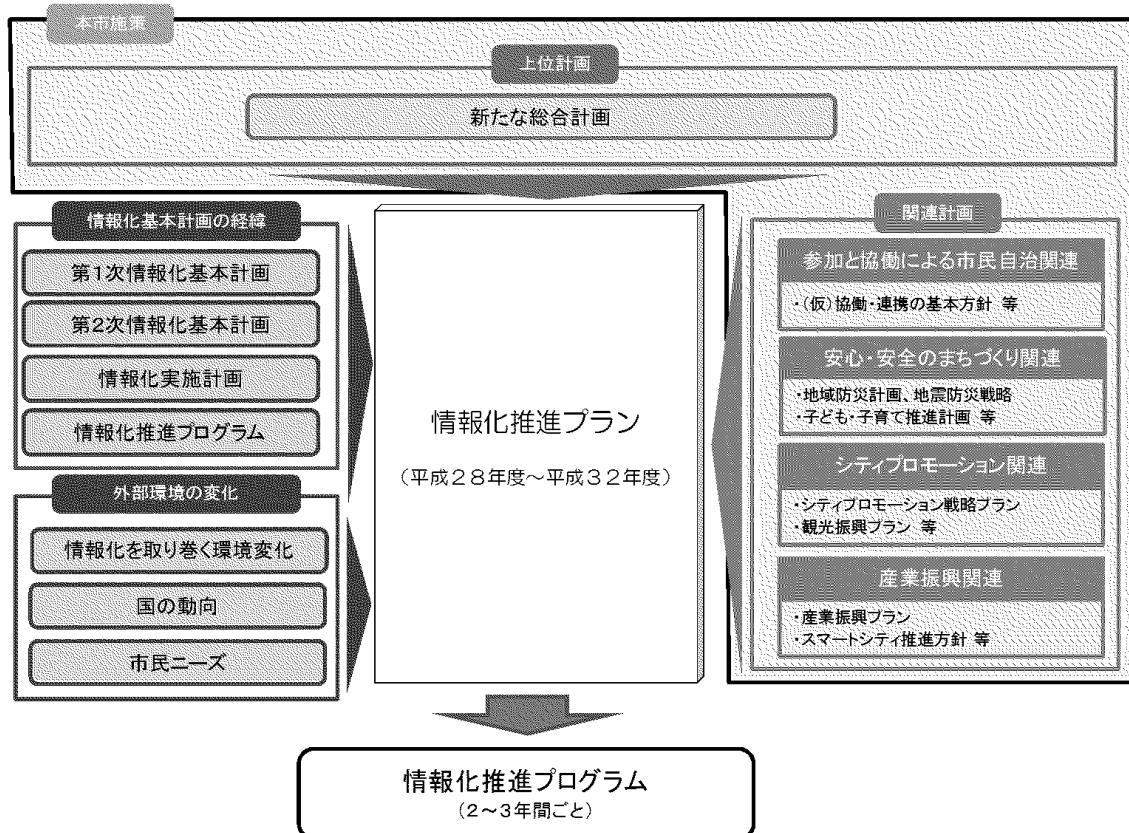


図1－1 推進プランの位置付け

3 計画期間

推進プランの計画期間は、ＩＣＴの技術動向やＩＣＴを取り巻く社会環境がめまぐるしく変化し、10年後の将来像を予測することが困難ですので、平成28(2016)年度から平成32(2020)年度までの概ね5年間とします。

また、この推進プランで示す各基本施策の方向性を考慮しつつ、具体的なアクションを示している「情報化推進プログラム」については、目まぐるしく変化する情報通信技術に対しより柔軟に対応すべく、平成28(2016)年度から平成29(2017)年度の2年間の行動計画とし、社会情勢や市民ニーズの変化等を適切に把握しながら、以降の推進プログラムへとつなげていきます。

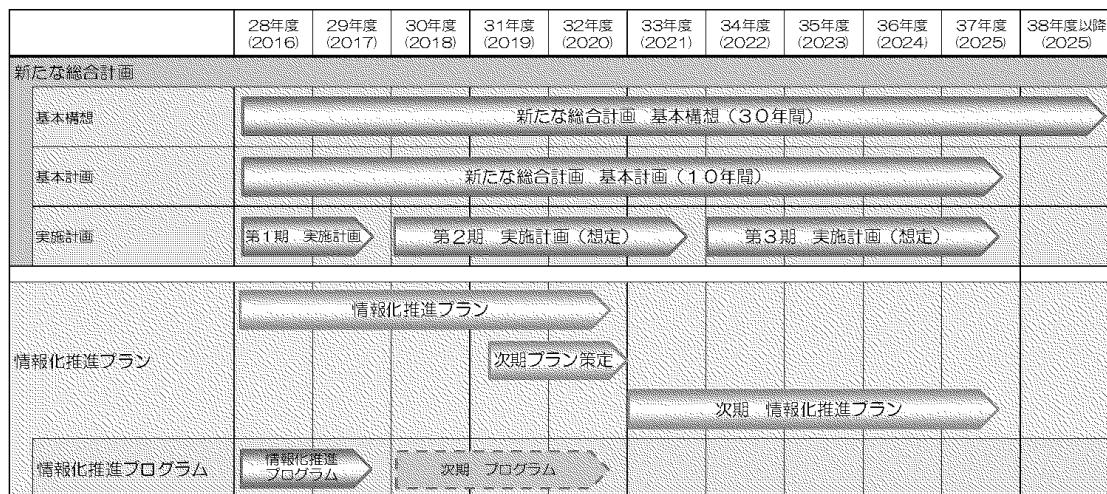


図1-2 計画期間

第2章

計画策定の背景

- 1 情報化を取り巻く環境変化
- 2 国の政策動向
- 3 情報化に向けた市民ニーズ
- 4 本市施策の状況
- 5 本市の情報化基本計画の経緯

1 情報化を取り巻く環境変化

(1) これまでの日本のＩＣＴ産業の変化

通信自由化以降、日本のＩＣＴ産業は大きく分けて、昭和 60(1985)～平成 7(1995)年にかけての「電話の時代」、平成 7(1995)年～平成 17(2005)年にかけての「インターネットと携帯電話の時代」、そして平成 17(2005)年から現在にかけての「ブロードバンド※4 とスマートフォンの時代」へと変化してきました。

「電話の時代」では、昭和 60(1985)年の通信自由化による競争原理導入以後 10 年間で、通信市場には多数の新規事業者が参入し、事業者間の競争により料金の低廉化やサービスの多様化が実現しました。また、パソコン通信、ファクシミリ等の新たな情報通信サービスが登場しました。

「インターネットと携帯電話の時代」では、インターネットが急速に普及し、ADSL 等によるブロードバンド化も着実に進展しました。また、規制緩和により携帯電話の需要が急激に顕在化し、平成 12(2000)年には携帯電話の契約数が加入電話の契約数を上回りました。

「ブロードバンドとスマートフォンの時代」では、ブロードバンドの全国整備とネットワークの更なる高度化(FTTH、LTE の普及)が進展し、スマートフォンの急速な普及によりインターネット利用のモバイル化が加速しました。

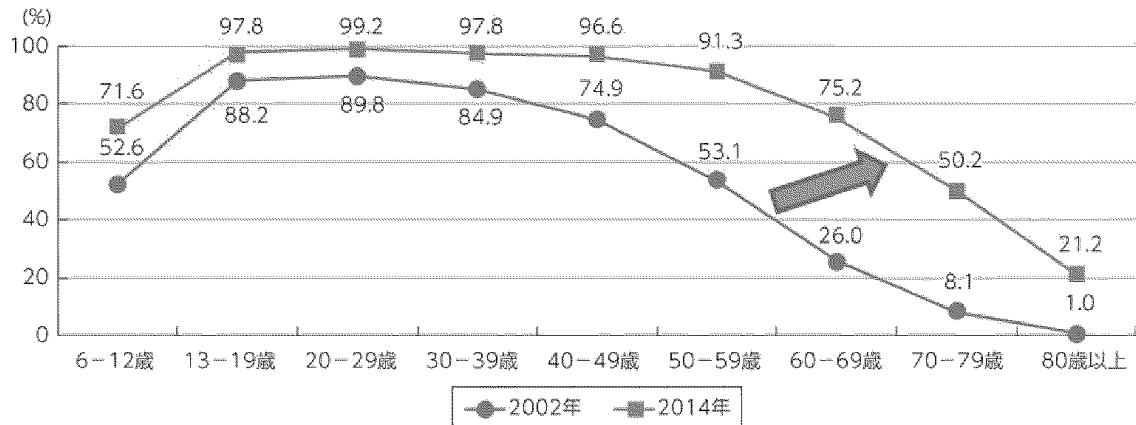


(出典：総務省「平成 27 年版 情報通信白書」)

図2-1 ICT産業の変遷

※4 ネットワークにおける広帯域幅を表す言葉。大容量のデータを高速に流すことができる ADSL や光回線などのネットワークやそこで提供されるサービスを指すこともある。

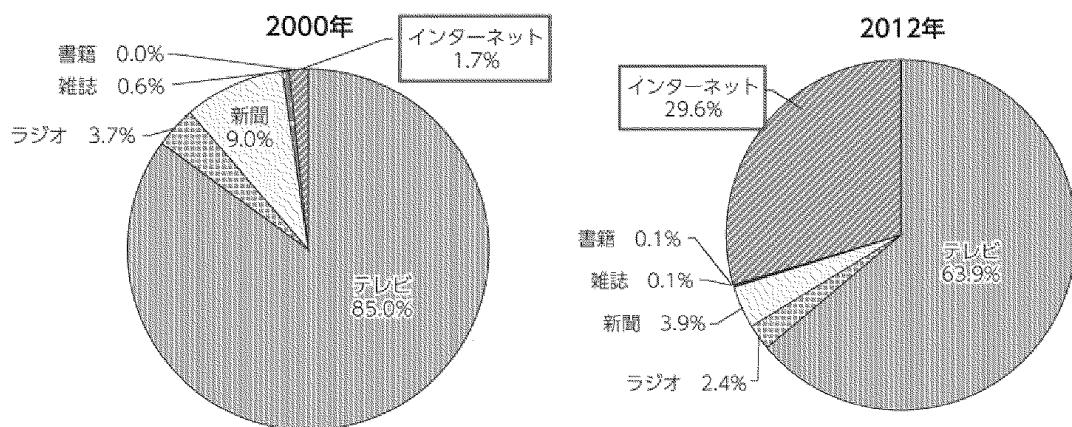
特に平成 12(2000)年以降、情報収集、動画視聴といった生活の様々な場面でのインターネット利用が一般化しており、過去約 10 年間でインターネット利用率は全ての年代において上昇しています。



(出典：総務省「平成 27 年版 情報通信白書」)

図2-2 インターネット利用率の向上

また、ニュースを知る場合に最も頻繁に利用するメディアとしても、平成 12(2000)年の 1.7%から平成 24(2012)年には 29.6%に上昇しており、インターネットは速報性のあるメディアとしてより高く評価されるようになっています。



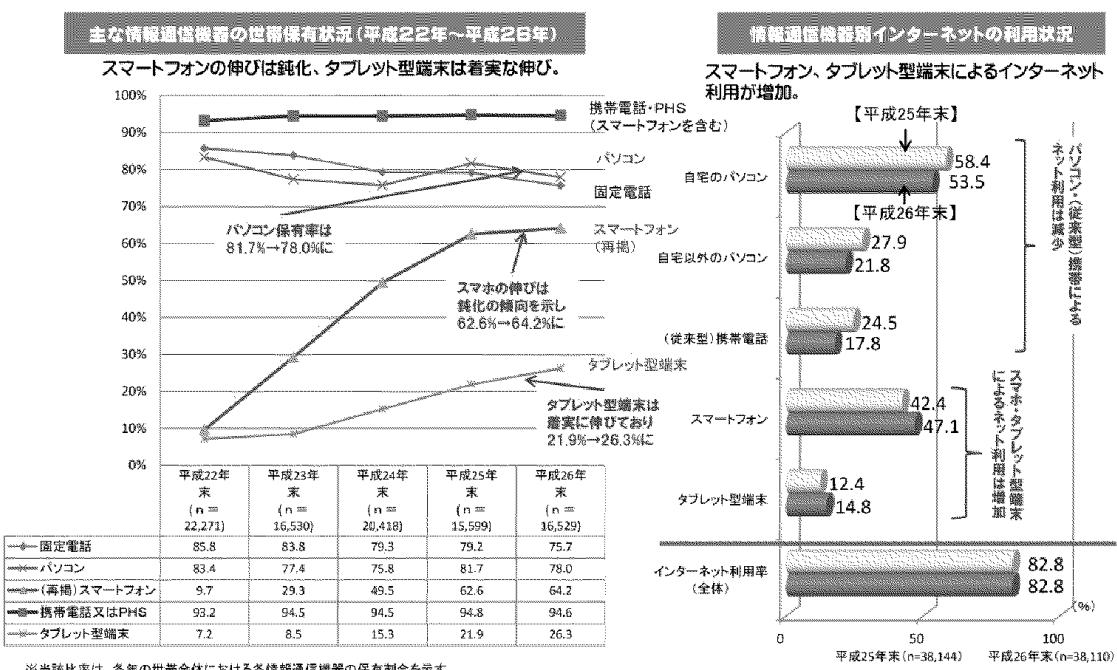
(出典：総務省「平成 27 年版 情報通信白書」)

図2-3 ニュースを知る場合に最も頻繁に利用するメディアの推移

(2) 情報通信機器の変化

近年は固定電話、携帯電話・PHS、パソコンに加え、新たにスマートフォンやタブレット型端末が登場しました。平成 26(2014)年の総務省の調査では、平成 22(2010)年に比べスマートフォン、タブレット型端末の世帯保有率が大幅に上昇しており、普及が広がっていることが分かります。

インターネットの利用状況を見ても、パソコンや従来型の携帯電話によるインターネットの利用は減少している一方で、スマートフォンやタブレット型端末でのインターネットの利用が増加していることが分かります。

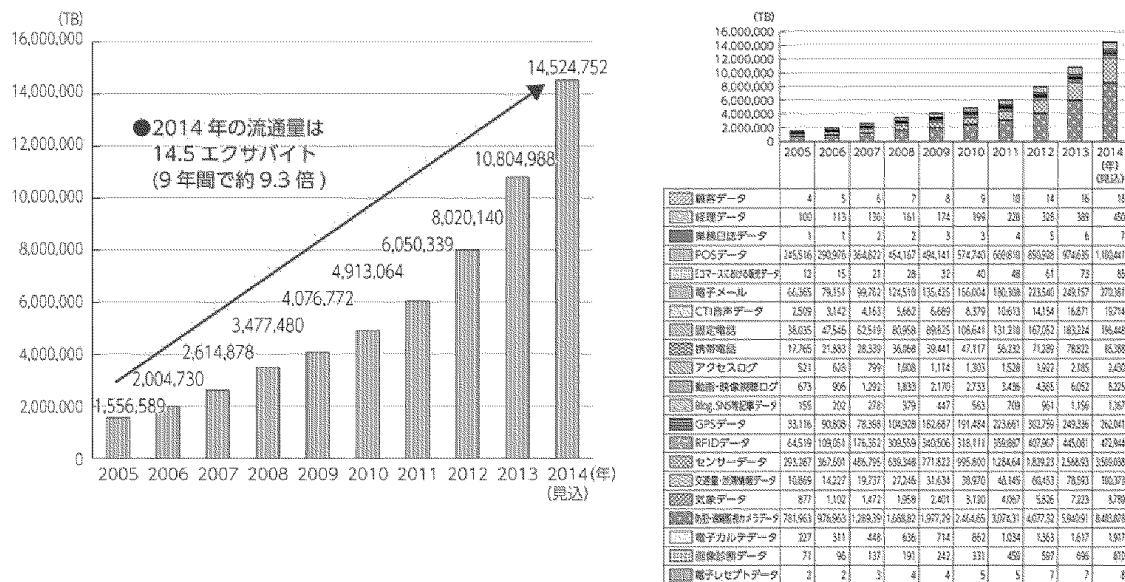


(出典：総務省「平成 26 年通信利用動向調査」)

図2-4 主要情報通信機器の普及状況

(3) 情報通信技術の進展状況

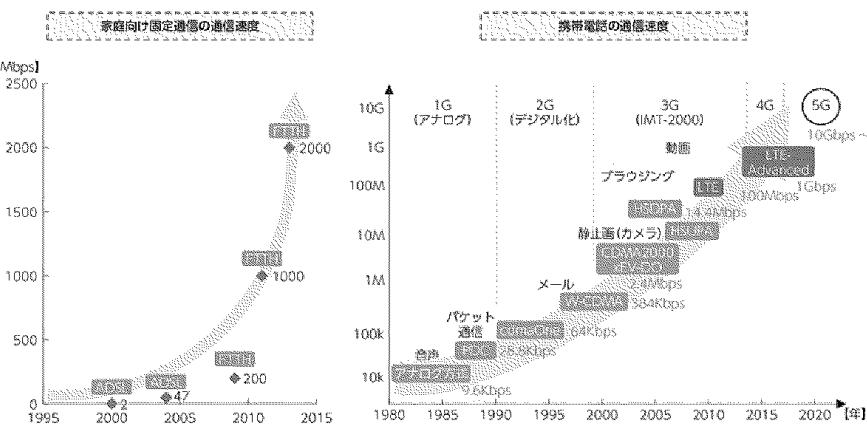
日本のデータ流通量の経年推移を見ると、平成 17(2005)年から平成 26(2014)年の9年間で、約 9.3 倍と大幅に拡大しています。データ流通量のメディア別推移を見ると、平成 26(2014)年時点の水準で、防犯・遠隔監視カメラデータが最も大きく、次にセンサーデータが続いているおり、これらメディアの進展等によりデータ通信量が増加していることが分かります。



(出典：総務省「平成 27 年版 情報通信白書」)

図2-5 主要情報通信機器の普及状況

このようなデータ通信量の増加を支える技術として、クラウドの大容量化、通信速度の向上があります。HDD^{※5}の記録密度の推移は近年大幅に向上升しており、データを蓄積するストレージ^{※6}の大容量化が進んできました。ネットワークが大容量化されていなかった時代には単体の端末でデータの蓄積と処理・解析が行われていましたが、ネットワークの急速な大容量化を一因として、クラウドコンピューティングが進展・普及しました。また、データ伝送速度も飛躍的に上昇し続けています。



(出典：総務省「平成 27 年版 情報通信白書」)

図2-6 データ伝送速度の飛躍的上昇

※5 コンピュータシステムにおける記憶装置の一種で、磁気記憶方式によってデータを読み書きする装置のこと。パソコンの外部記憶装置として標準的に搭載されている。

※6 コンピュータの主要な構成要素の一つで、データを永続的に記憶する装置。磁気ディスク（ハードディスクなど）や光学ディスク（CD/DVD/Blu-ray Discなど）、フラッシュメモリ記憶装置（USBメモリ/メモリカード/SSDなど）、磁気テープなどがこれにあたる。

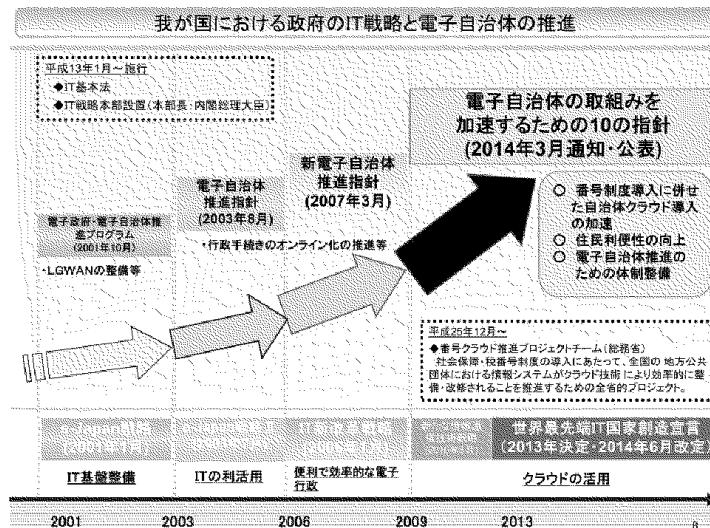
2 国の政策動向

高度情報通信ネットワーク社会の形成に関する施策を迅速かつ重点的に推進するため、平成13(2001)年1月、内閣に「高度情報通信ネットワーク社会推進戦略本部（IT戦略本部）」を設置し、「e-Japan戦略」を策定しました。その後、平成15(2003)年7月に「e-Japan戦略Ⅱ」、平成18(2006)年1月に「IT新改革戦略」、平成22(2010)年5月に「新たな情報通信技術戦略」を策定し、IT国家となるための取組を進めてきました。

平成27(2015)年6月には、国のIT国家戦略である「世界最先端IT国家創造宣言」の変更が閣議決定され、「再生する日本の礎である情報通信技術（IT）の利活用」という基本理念のもと、目指すべき社会・姿として「IT利活用の深化により未来に向けて成長する社会」、「ITを利用したまち・ひと・しごとの活性化による活力ある社会」、「ITを利用した安全・安心・豊かさが実感できる社会」、「ITを利用した公共サービスがワンストップで受けられる社会」が示されています。

この「世界最先端IT国家創造宣言」を受け、総務省では平成26年3月に「電子自治体の取組を加速するための10の指針」を策定し、「番号制度導入に併せた自治体クラウド※7導入の取組み加速」、「ICT利活用による住民利便性の向上」、「電子自治体推進のための体制整備」に向けた指針を掲げています。

また、平成27(2015)年6月には「経済財政運営と改革の基本方針2015」が閣議決定され、マイナンバー制度の導入を突破口とした更なるIT化と業務改革、公共サービスに関する情報の「見える化」に取り組むこと等が掲げられています。



(出典：総務省「地方自治情報管理概要(平成26年3月)」)

図2-7 我が国における政府のIT戦略と電子自治体の推進

※7 地方公共団体が情報システムを庁舎内で保有・管理することに代えて、外部のデータセンターで保有・管理し、通信回線を経由して利用できるようにする取組。複数の地方公共団体の情報システムの集約と共同利用を進めることにより、経費の削減及び住民サービスの向上等を図るもの。

3 情報化に向けた市民ニーズ

(1) 市民アンケート

本市において実施した平成 25(2013)年度第 1 回市民アンケートにおいて、市民の情報リテラシー等に関する基礎的な情報や、市民が求めている情報関連の行政サービスに関する、市民アンケートを実施しました。

調査の地域 : 川崎市全域

調査の対象者 : 川崎市在住の満 20 歳以上の男女個人

標本の抽出 : 住民基本台帳からの層化二段無作為抽出

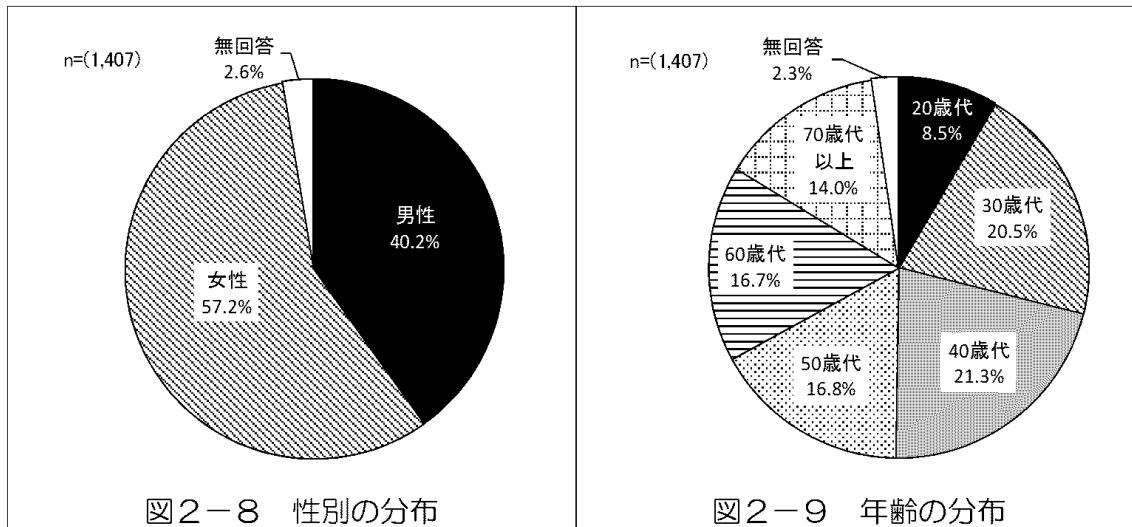
調査方法 : 郵送法（郵便配布—郵送回収・はがき督促を 1 回）

調査期間 : 平成 25(2013)年 7 月 26 日（金）～ 8 月 16 日（金）

回収状況 : 有効回収率 46.9%（標本数 3,000 標本、有効回収数 1,407 人）

①回答者の属性

性別は女性の方が比較的多く、年齢は 20 歳代が比較的少なく、30 歳代から 40 歳代の回答が比較的多くなっています。



②インターネットの利用状況

インターネットの利用状況は、「毎日少なくとも1回」が60%を超えています。年齢別にみると、男女ともに年齢が高くなるにつれてインターネットの利用は減少する傾向にあり、特に60歳以上の女性の利用が少なくなっています。

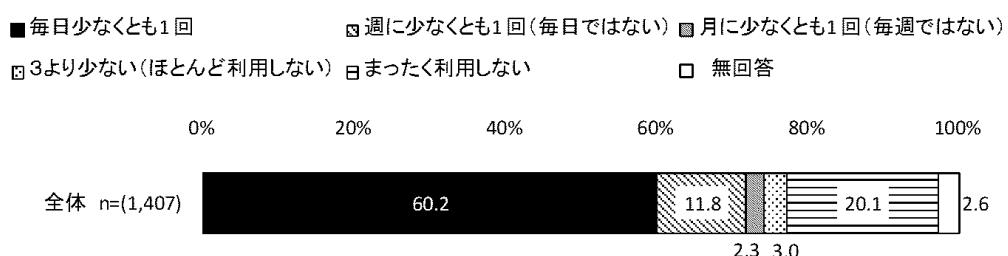


図2-10 インターネットの利用状況

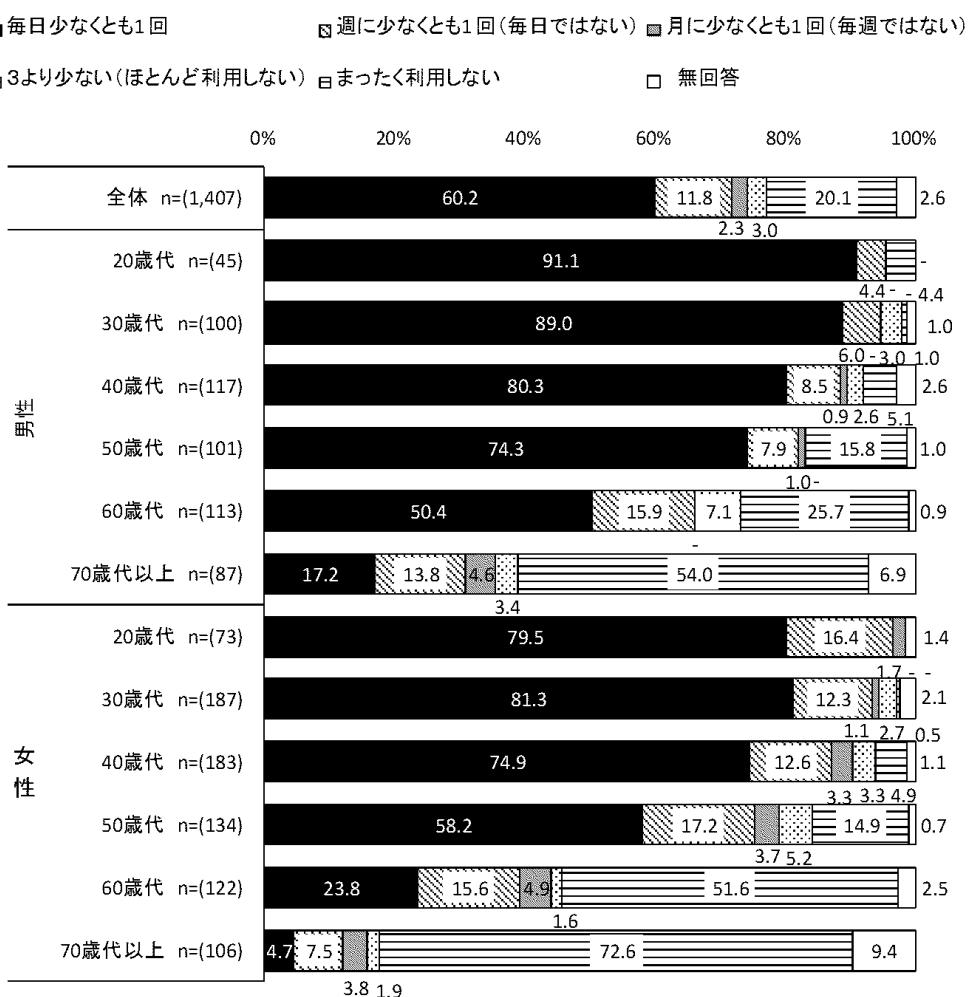


図2-11 インターネットの利用状況（性別／年齢別）

③インターネットの利用目的と使用機器

インターネットの利用目的は、「ホームページを閲覧し、情報収集を行うため」、「ネットショッピングやオークションを利用し、売り買いを行うため」、「電子メールを利用し、知人・友人に連絡をとるため」といった回答が多くなっています。

使用機器は、利用目的にかかわらず全体的に「パソコン」を利用する人が多くなっていますが、「SNSや掲示板、チャットを使用し、双方向のコミュニケーションを行うため」、「電子メールを利用し、知人・友人に連絡をとるため」、「位置情報の取得や経路案内などGPSサービスを利用するため」の利用は、スマートフォンがパソコンを上回っており、スマートフォンが普及していることが伺えます。

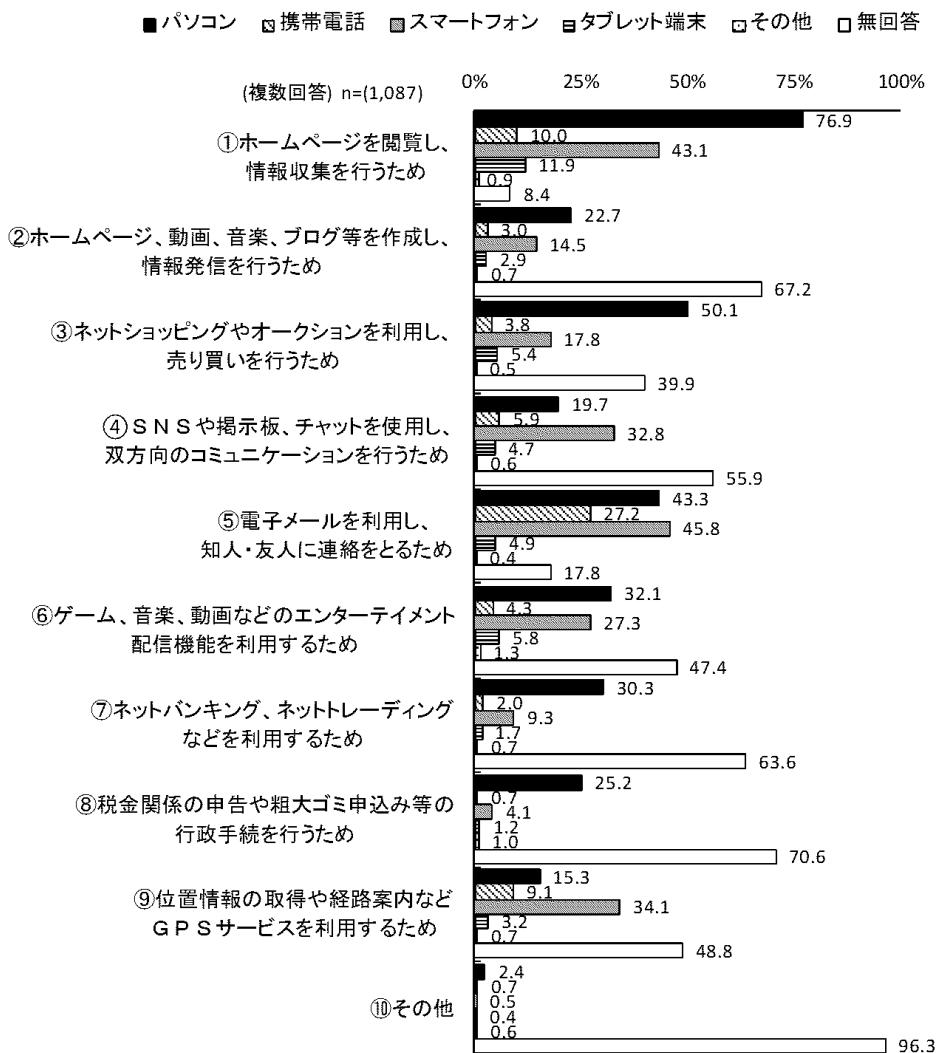


図2-12 インターネットの利用目的と使用機器

④行政情報の入手方法

本市の行政情報を収集する際に利用されているものは、「市政だより」が37.6%と最も多く、次いで、「インターネット（市のホームページ・メールニュースかわさきなど）」が33.3%となっています。

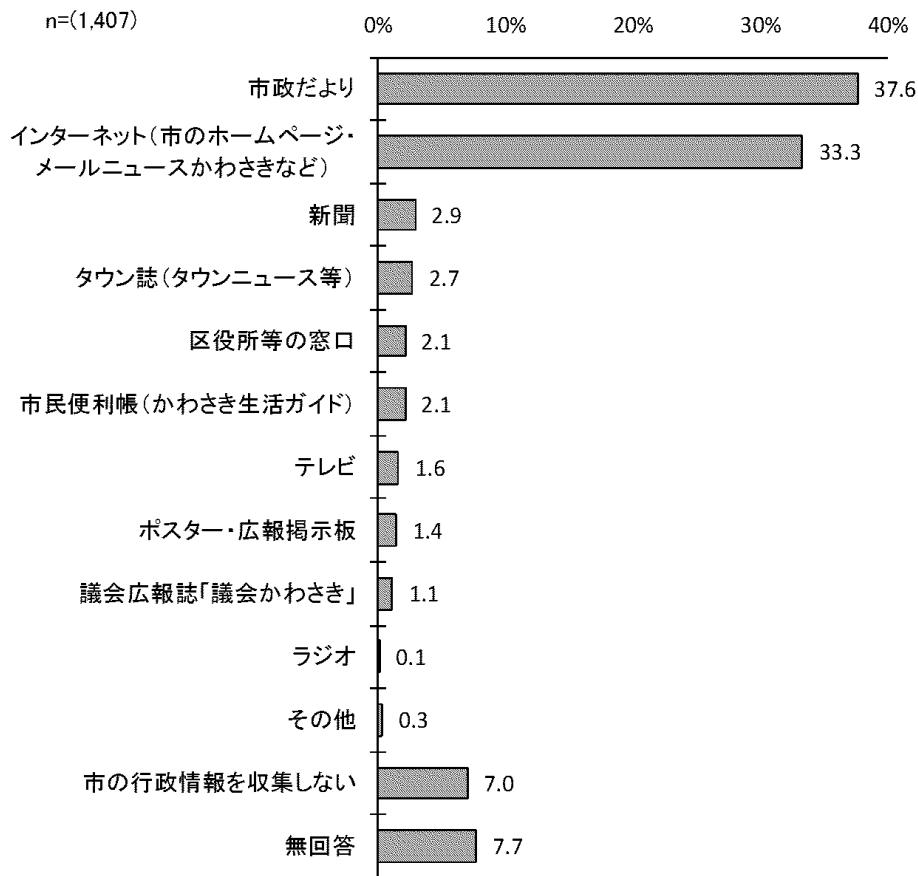


図2-13 行政情報の入手方法

⑤必要としている行政情報

必要としている行政情報は、「緊急・災害情報（地震など自然災害の発生状況、避難所情報、安否情報など）」が 61.8%と最も多く、次いで、「医療・健康・衛生関連情報（市内病院案内、健康診断、健康・医療相談窓口、感染症、食品衛生など）」が 44.1%、「環境対策・ごみ・リサイクル・エコ対策関連情報」が 36.2%となっており、特に「安心・安全」に対する行政情報が必要とされています。

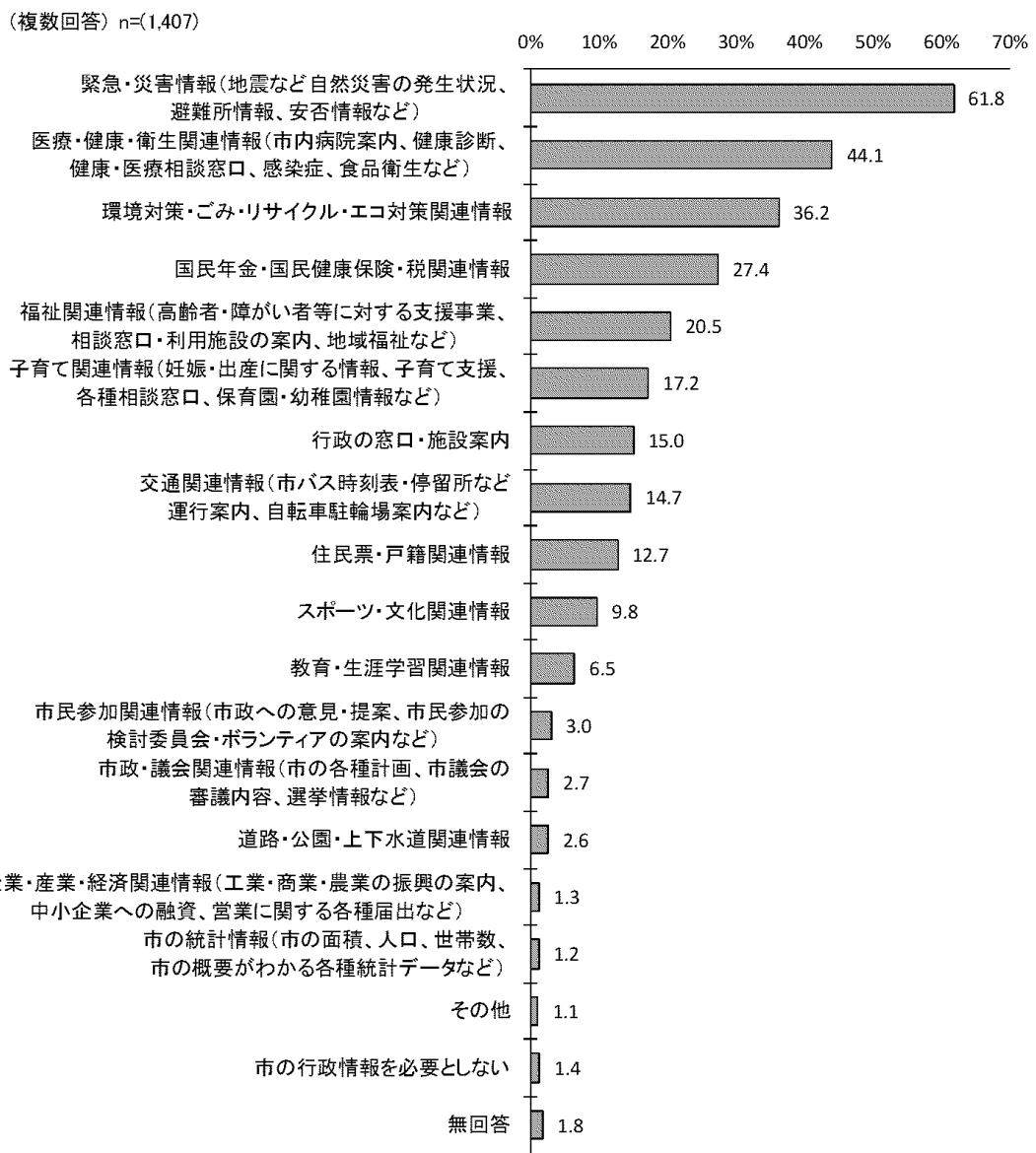


図2-14 必要としている行政情報

⑥情報化を進めてほしい分野

情報化を進めてほしい分野は、「災害関連（防災・災害対策、消防、救急など）」が30.0%と、他分野に比べて非常に多くなっており、災害関連の情報化の推進が求められています。

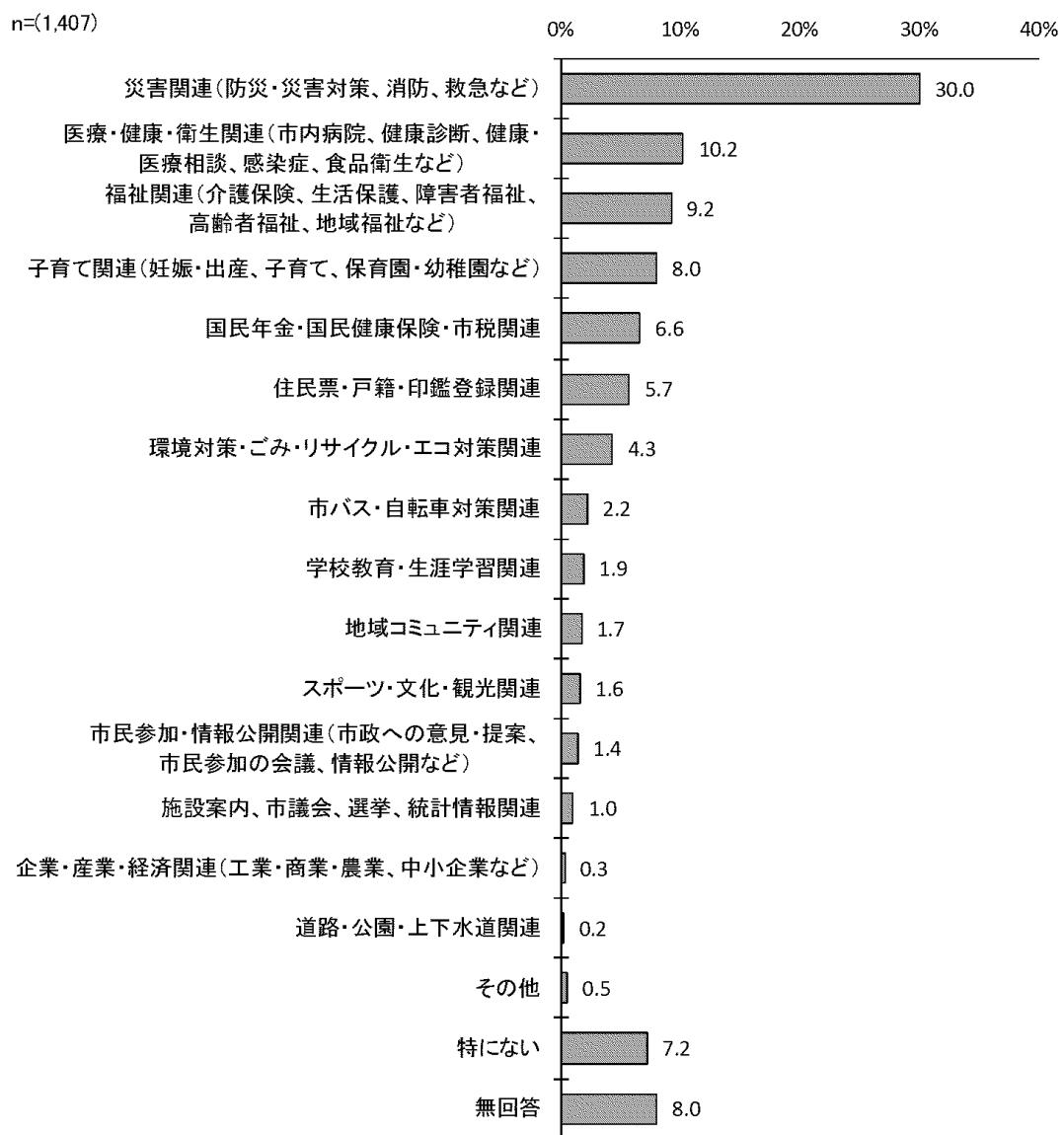


図2-15 情報化を進めてほしい分野

⑦情報化の進展に望むこと

情報化の進展に望むことは、「より多くの情報を提供してほしい」が49.3%と最も多く、次いで、「もっとわかりやすい情報提供をしてほしい」が37.3%、「手続きを簡単に、わかりやすくできるようにしてほしい」が22.9%となっており、情報の「量」の充実が望まれていると同時に、情報の「質」の向上も求められています。

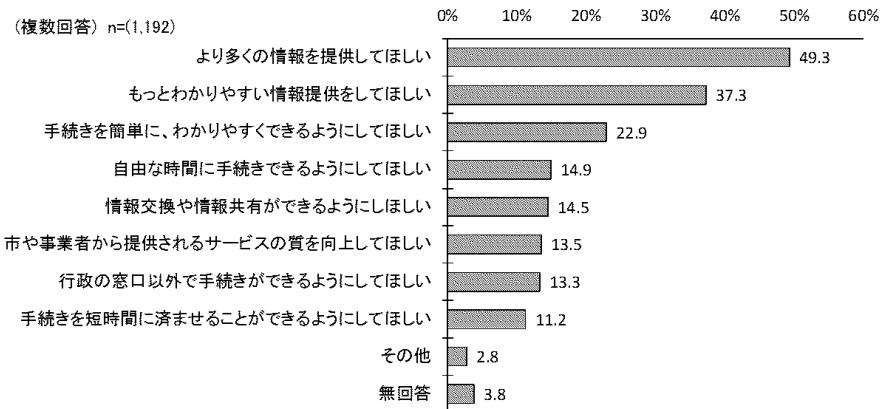


図2-16 情報化の進展に望むこと

⑧情報化への不安・不満

情報化が進むことへの不安・不満については、「個人情報が流出し、プライバシーが侵される危険性がある」が65.0%と最も多く、次いで、「インターネットを利用した犯罪が増加する」が48.3%、「パソコンなどを利用できる人とできない人との間に格差が生じる」が40.2%となっており、個人情報の管理やデジタル・デバイド^{※8}の解消が求められています。

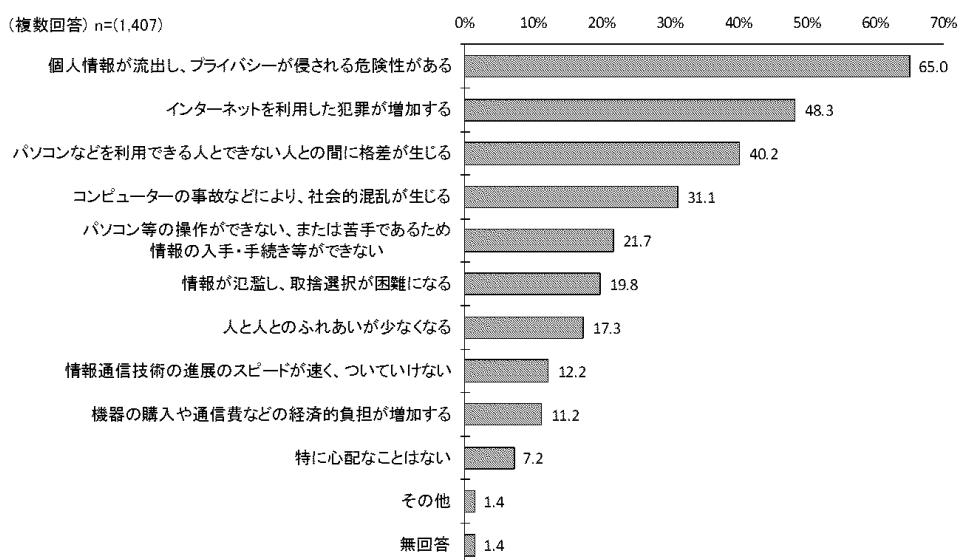


図2-17 情報化への不安・不満

※8 インターネットやパソコン等の情報通信技術を利用できる者と利用できない者の間に生じる格差。

(2) 川崎市公衆無線 LAN 整備に関するアンケート

「かわさき Wi-Fi」を市民のニーズにあったサービスとするため、災害関連や都市情報といった分野別のニーズや情報提供サービスへのニーズについて、Webによるアンケート調査を実施しました。

調査方法 : Web アンケート

調査期間 : 平成 26(2014)年 10 月 8 日 (水) ~ 11 月 14 日 (金)

回答者数 : 241 名

① 「かわさき Wi-Fi」を活用したサービスへのニーズ

「かわさき Wi-Fi」を活用したサービスへのニーズは、「災害関連サービス（防災・災害対策等）」が 84.2%と最も多く、次いで、「都市情報サービス（観光情報、大型店舗、商店情報、音楽、スポーツ情報）」が 60.2%、「行政情報関連サービス」が 51.0%となつておらず、ここでも災害関連と地域の情報に関するニーズが高くなっています。

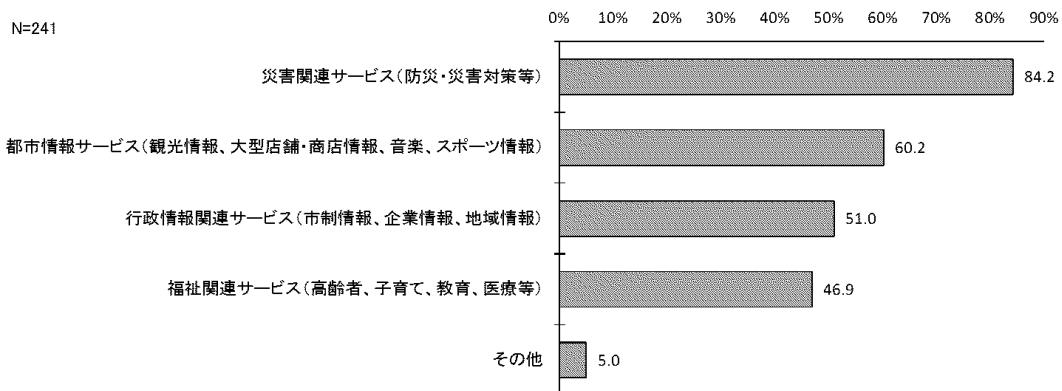


図2-18 「かわさき Wi-Fi」を活用したサービスへのニーズ

②情報提供サービスの提供方法に対するニーズ

「かわさき Wi-Fi」を通じた利用者への情報提供サービスについては、「自分がいる場所や建物、周辺情報や出来事を配信するサービス」が 61.8%と最も多く、次いで「事前に興味がある分野を登録し、それに関連した情報を提供するサービス」が 60.2%、「緊急情報や災害情報を電子メールではなくスマートフォン等に直接配信するサービス」が 55.6%となっており、プッシュ型※9の情報提供方法が求められています。

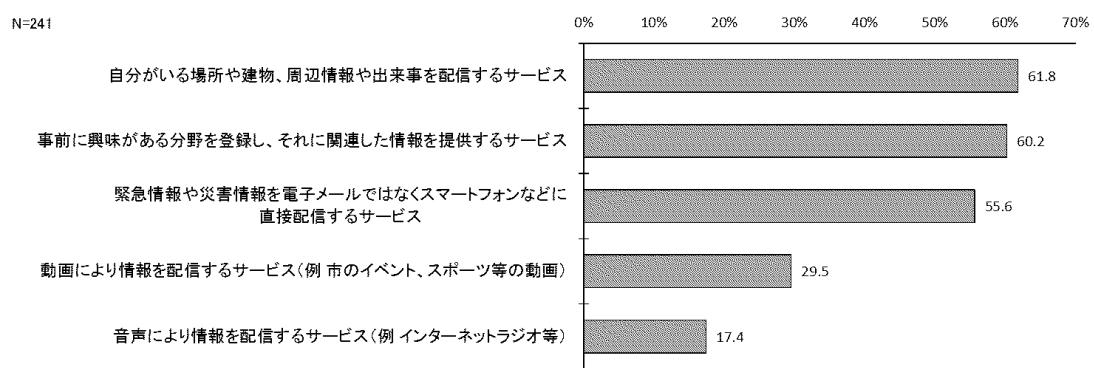


図2-19 情報提供サービスの提供方法に対するニーズ

※9 必要な情報をユーザーの能動的な操作を伴わず、自動的に配信されるタイプの技術やサービスのこと。

(3) 川崎市の「情報化施策」についてのWebアンケート

本市の情報化施策を推進するに当たり、市民の方々のICTの利活用状況や、市の情報化施策に関するニーズ等の基礎情報を収集するため、Webによるアンケート調査を実施しました。

調査方法 : Webアンケート

調査期間 : 平成27年10月30日(金)～11月30日(月)

回答者数 : 53名

①実際に便利だと感じた電子行政サービス

実際に便利だと感じた電子行政サービスは、「ネット窓口かわさき（電子申請システム）」が18件と最も多く、次いで、「市立図書館インターネット蔵書検索・予約」が16件、「市バスナビ（バス運行情報提供システム）」が15件となっています。

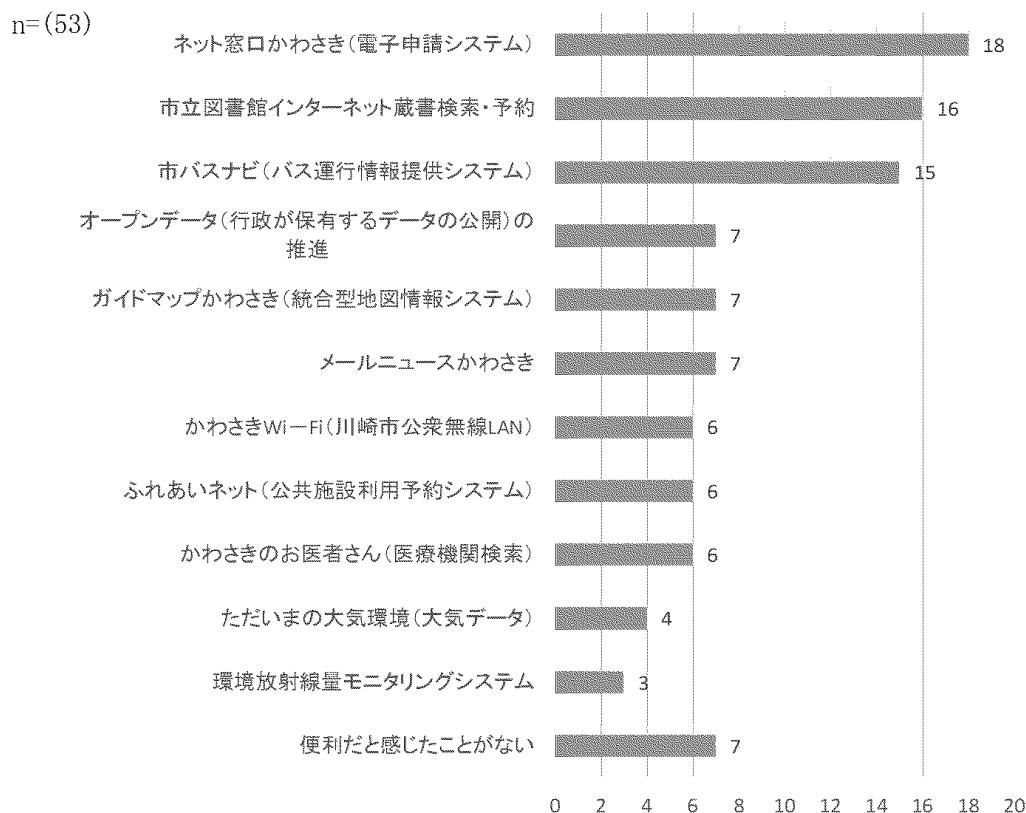


図2-20 実際に便利だと感じた電子行政サービス

②今後拡充した方がよいと思う電子行政サービス

今後拡充したほうがよいと思う電子行政サービスは、「行政手続きの電子申請（届出、イベント申込み等を含む）」が 27 件と最も多く、次いで、「緊急情報の発信（災害・防犯情報）」が 22 件、「税金、公売、使用料の収納等の電子決済」が 15 件となっています。

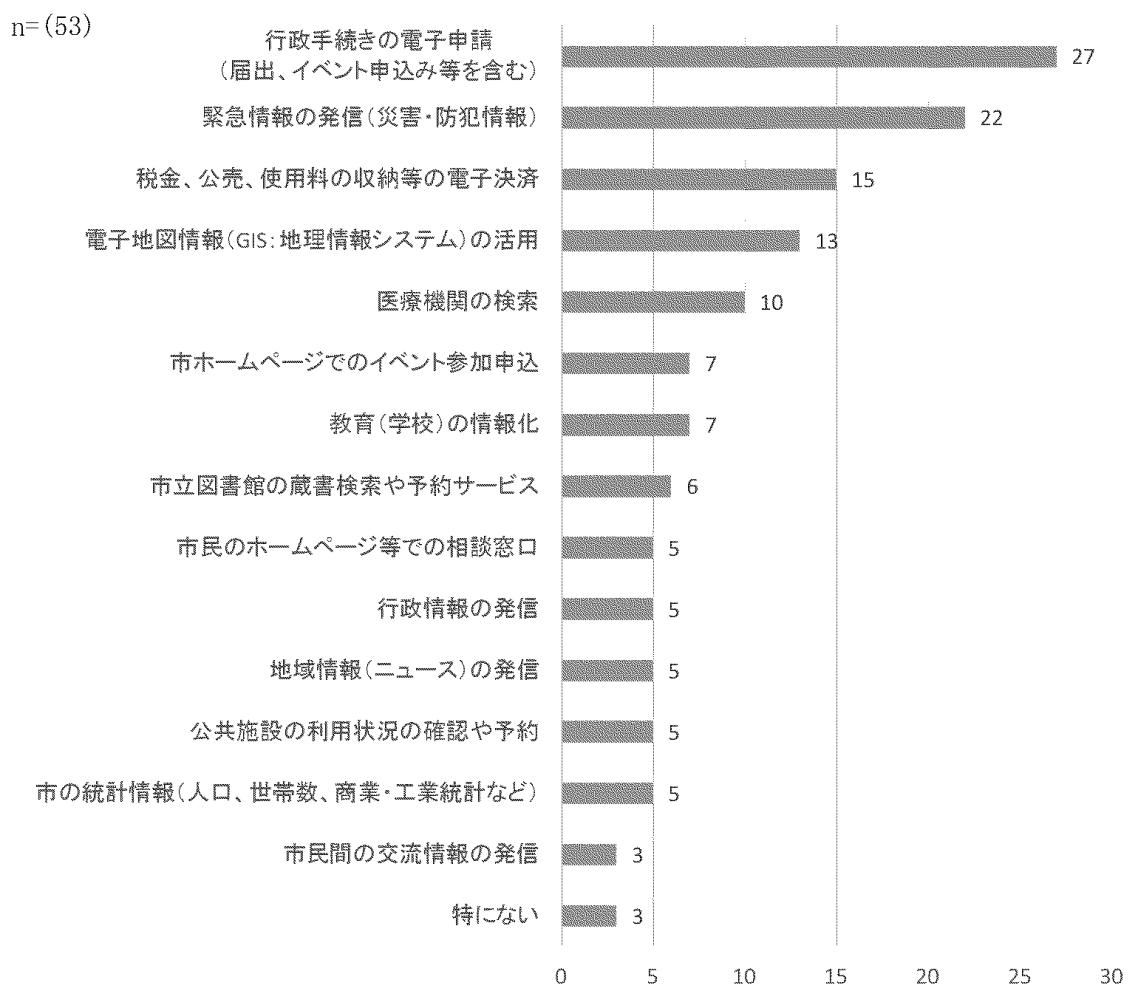


図2-21 今後拡充した方がよいと思う電子行政サービス

③情報化施策として優先して取り組むべき課題

情報化施策として優先して取り組むべき課題は、「安全で災害に強い都市を実現する取組の推進」が33件と最も多く、次いで、「市民の利便性の高い行政サービスの実施」が27件、「情報セキュリティ対策の推進」が19件となっており、安心・安全に対する取組や利便性向上の取組が求められています。

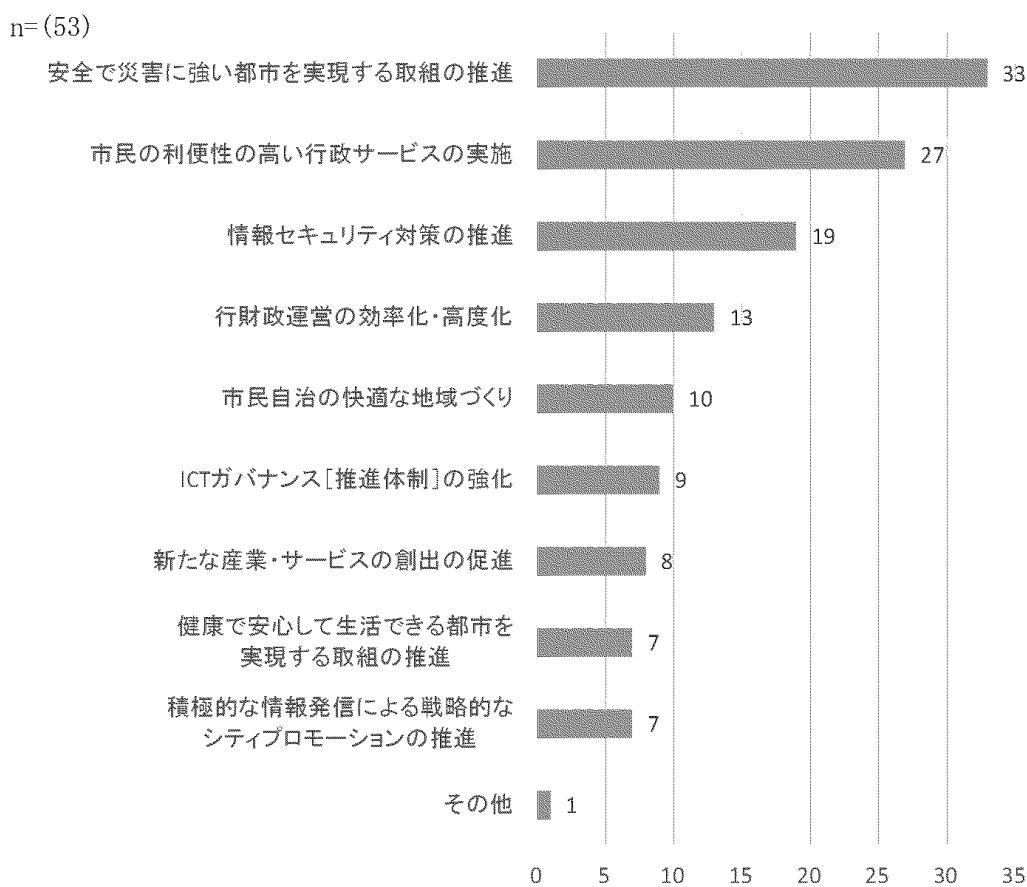


図2-22 情報化施策として、優先して取り組むべき課題

4 本市施策の状況

(1) 新たな総合計画

本市では、『成長と成熟の調和による持続可能な最幸のまち かわさき』の実現を目指した取組を推進するため、新たな総合計画を策定しました。

この総合計画は、『基本構想』『基本計画』『実施計画』の3層構造で構成されており、今後の30年程度を展望し本市が目指す都市像やまちづくりの基本目標、基本政策を明らかにする構想である『基本構想』、平成28(2016)年度から概ね10年間を対象期間とする長期計画である『基本計画』、4(2)年間を対象期間とする中期計画である『実施計画』から構成されています。

この『基本構想』では、まちづくりの基本目標として「安心のふるさとづくり」「力強い産業都市づくり」の2つを掲げ、次の5つの基本政策に取り組むこととしています。

基本政策1 生命を守り生き生きと暮らすことができるまちづくり

基本政策2 子どもを安心して育てることのできるふるさとづくり

基本政策3 市民生活を豊かにする環境づくり

基本政策4 活力と魅力あふれる力強い都市づくり

基本政策5 誰もが生きがいを持てる市民自治の地域づくり

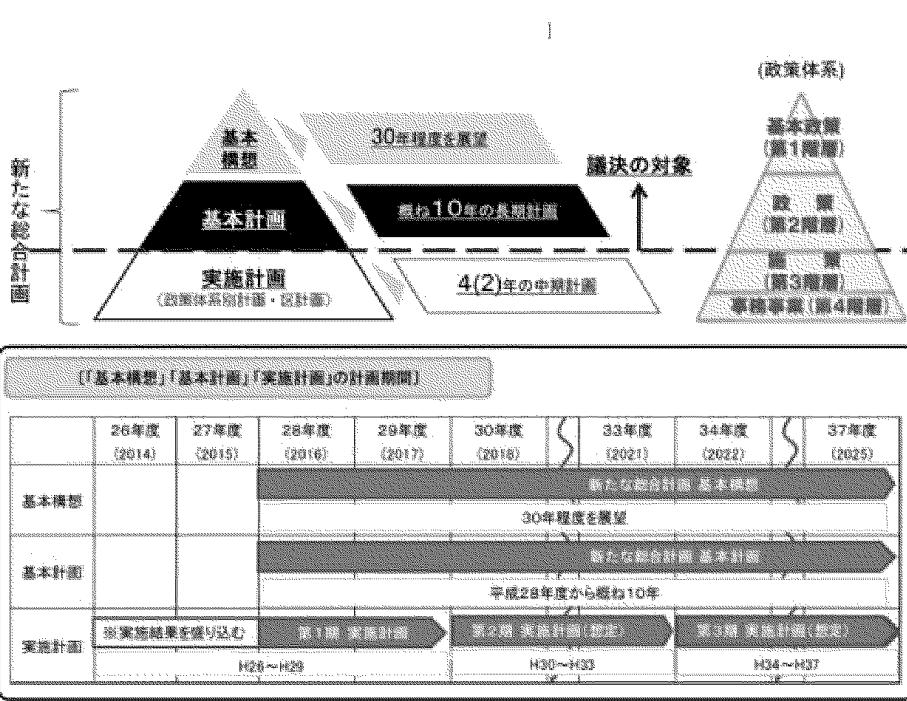


図2-23 新たな総合計画の構成及び計画期間

(2) 行財政改革に関する計画

行財政改革に関する計画（平成28(2016)年3月策定）は、新たな総合計画に掲げる政策・施策を着実に推進するため、必要な経営資源（ヒト・モノ・カネ・情報）を確保し、市民満足度の高い市政運営を推進するものとして位置付けられています。（図2-8）

また、「自律」による市政運営への変革に向け、（1）市民ニーズと地域課題の的確な把握、（2）市民サービスの「質的改革」の推進、（3）市役所内部の「質的改革」の推進、（4）効率的・効率的な行財政運営による「持続可能な最幸のまち」の実現の4つの基本理念と、改革に向けた「共に支える」「再構築する」「育て、チャレンジする」という3つの取組を推進するものです。

計画期間は、平成28(2016)年度及び平成29(2017)年度の2か年度ですが、新たな総合計画における基本計画の計画期間である今後の概ね10年間を見据えた取組となっています。

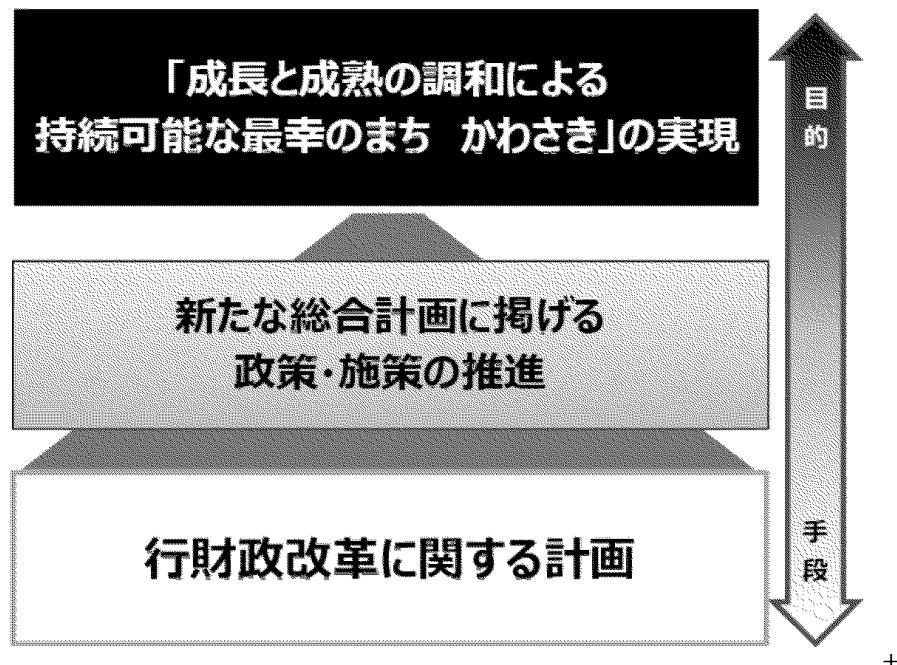


図2-24 行財政改革に関する計画の位置付け

5 本市の情報化基本計画の経緯

(1) 第1次情報化基本計画

本市では、社会における情報化の進展に対応すべく、情報化施策を計画的・総合的に進めるため「川崎市情報化基本計画」を平成9(1997)年6月に策定しました。

平成9(1997)年度から平成17(2005)年度を計画期間とし、「市民（ひと）がまんなか高感度情報都市かわさき」という基本コンセプトのもと、以下の5つのビジョンに基づき情報化施策の展開の方向性を定め、取組を進めました。

【基本コンセプト】

市民（ひと）がまんなか高感度情報都市かわさき

【5つのビジョン】

- ①市民が安心して豊かに過ごすことのできる快適情報環境の構築
- ②市民の自発的活動による参加型の地域ネットワーク社会の形成
- ③情報環境の変化に対応した地域産業の活性化と高度化
- ④透明で効率性と柔軟性を持った市民本位の行政システムの構築
- ⑤誰もが容易に活用できるオープンな情報基盤・環境の整備

(2) 第2次情報化基本計画

第1次情報化基本計画の計画期間終了時の平成17年当時には、インターネットや携帯電話の普及が急速に進み、情報機器の性能の向上が目覚ましく、情報化に期待される役割も変化してきたことから、計画の見直しが必要になりました。

そこで、新たな市政運営の基本方針を示した新総合計画「川崎再生フロンティアプラン」や「第2次川崎市行財政改革プラン」を踏まえ、川崎市の特徴や長所を活かし、都市イメージの向上と一体感のあるまちづくりに寄与する情報化施策を展開すべく、平成18(2006)年3月に第1次基本計画の次期計画として平成18(2006)年から概ね10年程度を見据えた第2次川崎市情報化基本計画（以下「第2次基本計画」という。）を策定しました。

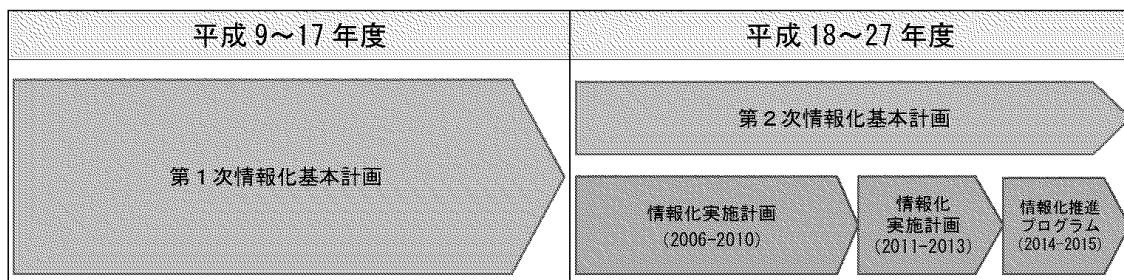


図2-25 情報化計画の計画期間

この計画では、川崎市を形成する多様な主体による交流や協働を促進することで一
体感のあるまちづくりを実現するとともに、その根底を成す都市イメージの向上、海
外を含めた外部への積極的な情報発信がＩＴを活用して行えるよう、「お互いの心が通
う高度情報化都市かわさき」を基本目標とし、4つの基本施策を定めました。

【基本目標】

「お互いの心が通う高度情報化都市かわさき」

【基本施策】

- ①市民活力を高め、協働と安心のまちづくりに寄与する情報化
- ②産業振興とシティセールスを促す情報化
- ③行政運営の高度化を図る情報化
- ④情報化を支える仕組みづくり

ア 川崎市情報化実施計画（第1次）

第2次基本計画の具体的な取組を推進するため、平成18(2006)年度から3年程度を目安に着手を予定している情報化施策を掲げた計画として、「川崎市情報化実施計画」を策定しました。平成20(2008)年5月には、川崎再生フロンティアプラン第2期実行計画（平成20(2008)年度～平成22(2010)年度計画）と整合性を図るための改訂を行い、計画期間を平成22(2010)年度までの5か年に変更しました。

イ 川崎市情報化実施計画（2011-2013）

平成23(2011)年5月に、川崎再生フロンティアプラン第3期実行計画（平成23(2011)年度～平成25(2013)年度計画）と連携を図りながら、3か年の計画として策定しました。

ウ 川崎市情報化推進プログラム（2014-2015）

平成26(2014)年5月に、新たな総合計画や行財政改革に関する計画を策定するまでの間の市政運営の基本的な方針である「アクションプログラム2014」を基に、今後2年程度の間に予定されている具体的な事業を取りまとめ、情報化施策を推進してきました。

(3) 第2次情報化基本計画期間中の主な取組

第2次基本計画期間中（平成18(2006)年度～平成27(2015)年度）における基本施策ごとの取組状況は次のとおりです。

基本施策1 「市民生活を高め、協働と安心のまちづくりに寄与する情報化」
電子申請システムの本格運用の開始、公共施設予約システム、図書館総合システム、総合防災情報システムの整備、消防指令システム・消防救急無線の機能強化、民間事業者との協働による民間情報と行政情報を一体的に発信する地域ポータルサイト※10の整備などを行いました。 また、近年の取組として平成25年度には、区役所への来庁者の利便性向上を図る目的で、無料で利用できる公衆無線LAN整備（かわさきWi-Fi）アクセスポイントの整備を開始したほか、行政が保有するデータを二次利用可能なルールで提供する「オープンデータの取組」を開始しました。
基本施策2 「産業振興とシティセールスを促す情報化」
川崎を支える産業を振興する仕組みづくりとして、WEBかわさき製品見本市、川崎ものづくりブランド、産業バンクかわさきなどにおける情報発信の取組を行いました。 また、文化芸術分野では、音楽のまち・かわさき、市民ミュージアム、岡本太郎美術館などの情報発信の取組を行いました。
基本施策3 「行政運営の高度化を図る情報化」
市政に関する問合せ、要望、相談、苦情などに一元的に対応する総合コンタクトセンター サンキューコールかわさきの本格運用を開始したほか、戸籍総合システム、人事給与システム、川崎病院・井田病院における新総合医療システムの整備を行いました。 また、平成27(2015)年10月に制度が開始された社会保障・税番号制度の円滑な運用を図るため、税や戸籍、福祉等の情報システムの改修を行いました。
基本施策4 「情報化を支える仕組みづくり」
平成20(2008)年3月に策定した「川崎市情報システム全体最適化計画」に基づき、国保ハイアップシステム、国民年金事務システム等、人事給与システムなどの汎用機システムのオープン化や第3庁舎マシン室への位置統合（部局システムの集中管理化）の推進、府内共通システム基盤の整備（仮想化基盤の導入）を行いました。 ネットワークや市民に直接影響のある基幹業務系システムなど、ICT部門が運用・管理している部分について、「ICT部門の業務継続計画（震災対策編）」を策定し、災害・事故時の業務実施・継続を行うための体制を整えました。 社会保障・税番号制度の開始、近年の脅威の高度化や情報通信技術の進展など社会的環境の変化等を踏まえ、さらなる対策強化に向けた情報セキュリティ関係規程の改正、情報セキュリティ研修、訓練などを行いました。

※10 インターネットに接続した際に最初にアクセスするウェブページ。分野別に情報を整理しリンク先が表示されている。

第3章

推進プランの概要

- 1 情報化推進プランの構成
- 2 情報化の基本施策

1 情報化推進プランの構成

この推進プランは、本市の新たな総合計画で掲げる目指す都市像の実現に向けて、ICTを効果的・積極的に活用することで、更なる市民サービスの向上や行政事務の効率化を進めるものであり、『ICTを活用した「成長と成熟の調和による持続可能な最幸のまちかわさき」の実現』を基本目標とします。

また、新たな総合計画で掲げる2つのまちづくりの基本目標及び5つの基本政策、行財政改革に関する計画に掲げる4つの基本理念、他の施策との関連を踏まえ、『「安心のふるさとづくり』を推進する情報化』、『「力強い産業都市づくり』を推進する情報化』、『行財政運営の「質的改革」を推進するための情報化』の3つの基本施策を掲げることとします。

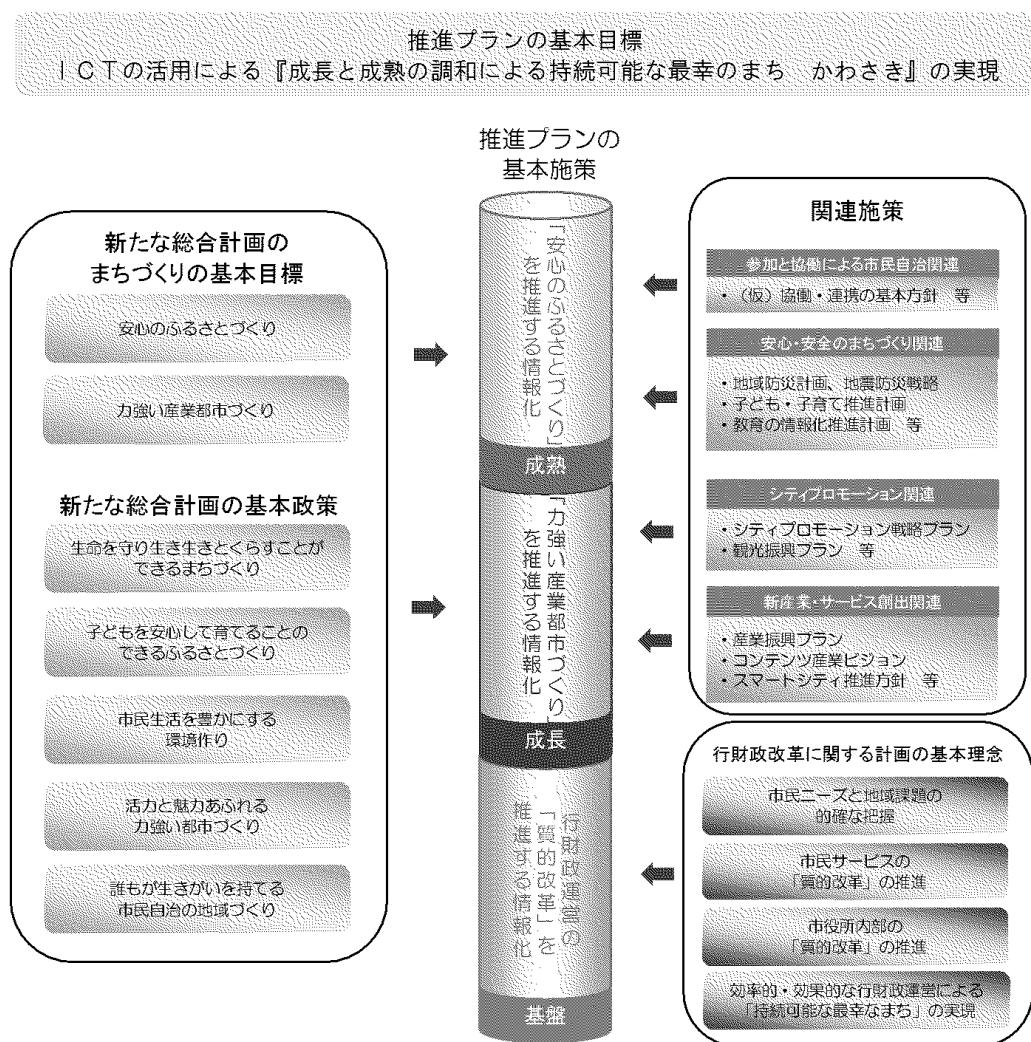


図3－1 他の施策との関連

この推進プランは、前頁に掲げた3つの基本施策に対して、それぞれに関連する取組を7つの施策に整理し、3つの基本施策に関連する7つの施策からなる構成としました。

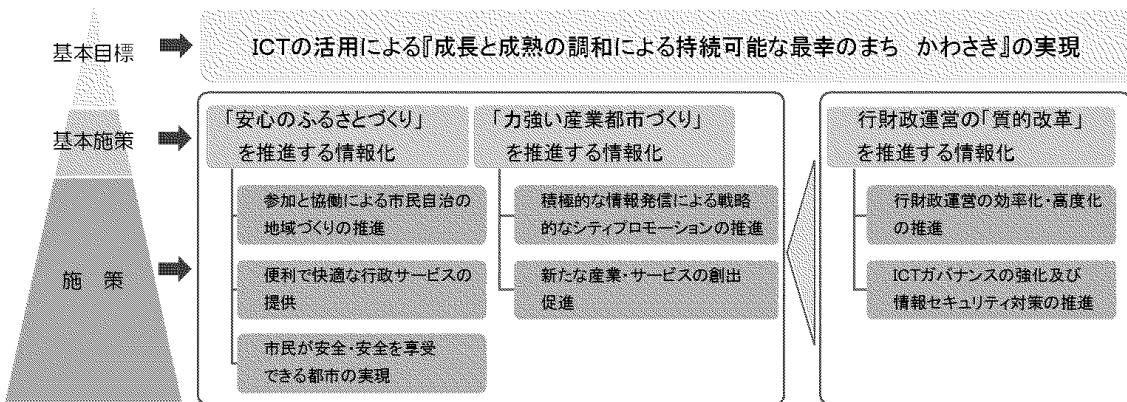


図3－2 情報化推進プランの構成

2 情報化の基本施策

基本施策1 「安心のふるさとづくり」を推進する情報化

新たな総合計画では、子供たちの笑顔があふれ、元気な高齢者をはじめとした誰もが、多様な生き方や考え方を寛容に認め合いながら、寄り添い、支え合い、社会に貢献することで生きがいを持ち、日常生活の質的な充足や郷土への愛着と誇りを強く感じじることができる「安心のふるさと」のまちづくりを進めるとしています。

I C Tは、人や企業等のつながりを強化し、幅広い情報発信を可能にする優れた手段であり、スマートフォンなどモバイル機器の普及により地域の参加と協働を推進するツールとして、あるいは時間や場所に制限されることなく利用できる電子行政サービスの利用手段として活用することが可能になってきました。また、災害時などに求められる様々な情報を入手するための重要な手段としても I C Tの積極的な活用が期待されています。

この推進プランでは、様々な主体の連携を推進することを目的とした「参加と協働による市民自治の地域づくりの推進」、モバイル端末等の新たな I C Tを活用した市民の利便性向上を目的とした「便利で快適な行政サービスの提供」、災害時などでも確実に情報が得られるなど、情報発信強化を目的とした「市民が安全・安心を享受できる都市の実現」の3つを施策として掲げます。

【施策】

- 1－1 参加と協働による市民自治の地域づくりの推進
- 1－2 便利で快適な行政サービスの提供
- 1－3 市民が安全・安心を享受できる都市の実現

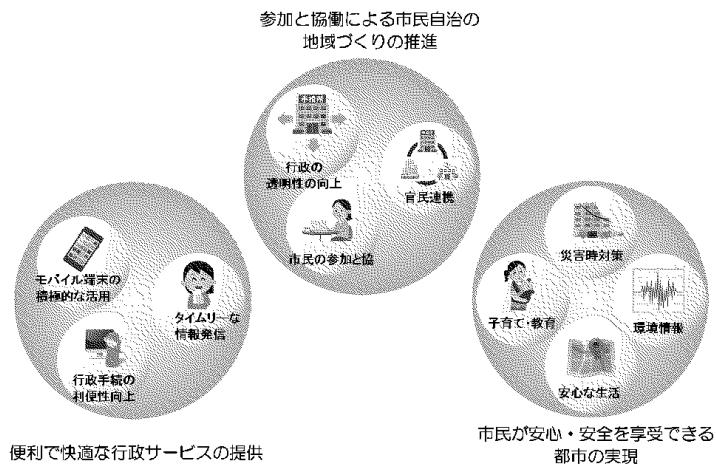


図3－3 「安心のふるさとづくり」を推進するための施策

基本施策2 「力強い産業都市づくり」を推進する情報化

新たな総合計画では、地域経済の活性化を図りながら、環境問題をはじめとする国際的な課題解決へ貢献し、我が国の持続的な成長を牽引する「力強い産業都市づくり」を進めています。

2020年の東京オリンピック・パラリンピック競技大会の開催や2024年の市制100周年を控え、都市としての魅力を高める好機であり、戦略的なシティプロモーションを推進していく必要があります。

また、本市に集積する高度先端技術等を活かし、多様な主体と連携しながら、エネルギーの最適利用とICT・データの利活用による地域課題の解決や新たな産業・サービスを創出するスマートシティの取組などを推進していく必要があります。

この推進プランでは、ICTが持つ情報発信機能を活用してシティプロモーションにつなげることを目的とした「積極的な情報発信による戦略的なシティプロモーションの推進」、産業のイノベーションを目的とした「新たな産業・サービスの創出促進」の2つを施策として掲げます。

【施策】

2-1 積極的な情報発信による戦略的なシティプロモーションの推進

2-2 新たな産業・サービスの創出促進

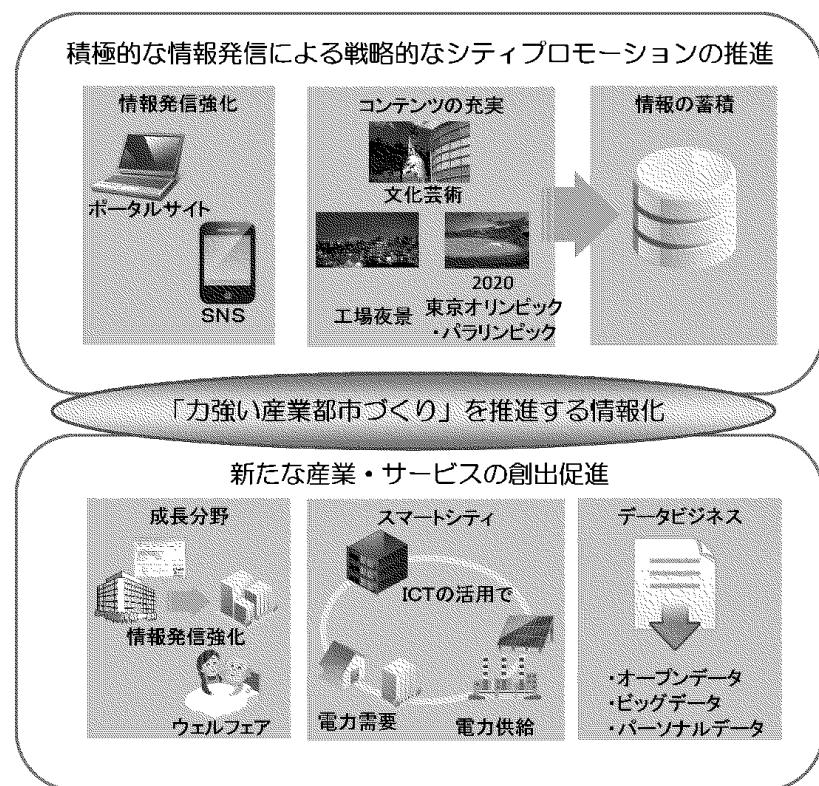


図3-4 「力強い産業都市づくり」を推進するための施策

基本施策3 行財政運営の「質的改革」を推進する情報化

行財政改革に関する計画では、効率的・効果的な行財政運営を行うため、市の財政状況や、さまざまな取組について市民との積極的な情報共有を図るとともに、簡素で効率的・効果的な組織の整備や、中長期を見据えた施設の効率的な維持管理などを行うことにより、「持続可能な最幸のまち かわさき」の実現に向けた効率的・効果的な行財政運営を推進することとしています。

ICTの活用による市民サービスの向上・行財政運営の「質的改革」を進めるためには、強力なリーダーシップの下で業務の効率化やコスト削減、ワークスタイルの変革などに取り組んでいく必要があります。また、行政機関は、個人情報をはじめとした重要情報を多く保有していること、また近年、高度化・複雑化するサイバー攻撃による脅威の増大や人的な要因による個人情報等の漏えい事案等が多発していることを踏まえ、情報セキュリティ対策に万全を期することが求められています。

この推進プランでは、ICTの利活用による業務の効率化やコスト削減を目的とした「行財政運営の効率化・高度化の推進」、ICTを活用する上での情報化施策の総合的な調整やセキュリティ対策の取組強化を目的とした「ICTガバナンス※11の強化及び情報セキュリティ対策の推進」の2つを施策として掲げます。

【施策】

3-1 行財政運営の効率化・高度化の推進

3-2 ICTガバナンスの強化及び情報セキュリティ対策の推進

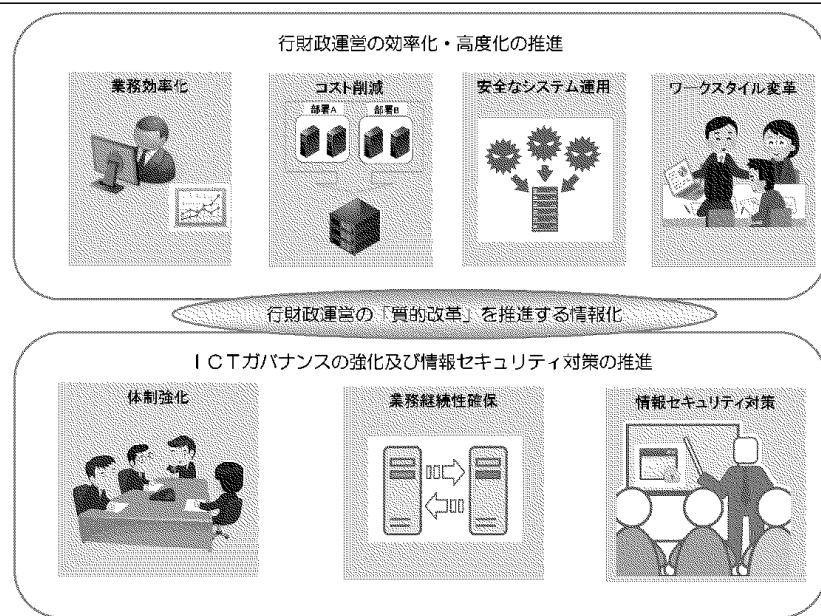


図3-5 行財政運営の「質的改革」を推進するための施策

※11 組織内で、ICTを導入及び活用するに当たり、目的と戦略を適切に設定し、その効果やリスクを測定・評価して、理想とするIT活用を実現するためのメカニズムをその組織の中に確立すること。
(組織内でICTの導入、利用をコントロールすること。)

第4章

基本施策別の施策の基本方向

- 基本施策1 「安心のふるさとづくり」を推進する情報化
- 基本施策2 「力強い産業都市づくり」を推進する情報化
- 基本施策3 行財政運営の「質的改革」を推進する情報化

基本施策 1 「安心のふるさとづくり」を推進する情報化

(1) 現状と課題

- ・スマートフォンやタブレット端末等のモバイル端末の普及やクラウド環境の充実といったＩＣＴを取り巻く環境の変化を受けて、行政運営に関しても、市民の参加と協働の取組が推進されることが期待されており、オンライン上での市民の参加と協働の場の構築や、行政の透明性の向上に向けた取組を推進する必要があります。
- ・市民との協働や市民からの声を行政経営に活かしながら、透明で開かれた行政を実現する「オープンガバメント」の概念に基づき、関連施策を業務横断的な視点に立って全庁的に取り組む必要があります。
- ・市民の参加と協働を推進するに当たり、行政機関等が保有する公共データを公開するなど、透明性を確保する必要があります。その際には、機械判断に適したデータ形式で、かつ誰もが二次利用を可能とする形式でのデータ提供が求められています。
- ・公益的な活動の担い手が市民活動団体や町内会・自治会をはじめ、社会福祉協議会、企業、ソーシャルビジネス事業者、大学等の教育機関など、それぞれの特色を活かした社会貢献活動や地域活動が展開されており、多様な主体との協働や連携の取組が重要となっています。
- ・モバイル端末が普及したことにより、市民が利用するモバイル端末を活用した市民・企業・行政が協働して取組を行うことができる情報共有の仕組みのニーズが高まっています。

(2) これまでの本市の取組

①行政の透明性の向上

- ・市政情報、暮らしと手続きに関する情報、川崎の魅力などを市ホームページからウェブアクセシビリティ^{※1,2}に配慮しながら発信しています。
- ・市ホームページで、防災、消防、公共施設、統計情報などをオープンデータで掲載しています。
- ・市長記者会見をインターネットでライブ配信しています。配信した映像は、30日間保存しています。
- ・議会のインターネット中継や議事録検索システムの構築等を行っています。
- ・川崎市総合コンタクトセンターの運用やインターネットによるパブリックコメントの実施等を行っています。

②市民の参加と協働の推進

- ・参加と協働の拠点である区役所や市民館などを中心に、市民活動団体との協働型事業や企業、大学など地域の様々な主体との協働・連携などを通じて、積極的に地域課題の解決に向けた取組を進めています。
- ・市民の情報取得のニーズへの的確に応えていくため、行政だけでなく市民・団体・企業など、情報を集積し・発信する多様な主体が連携できる「情報集積プラットフォーム」として、スマートフォン用アプリケーションである「かわさきアプリ」の開発を行いました。

③官民連携の取組

- ・行政情報と地域情報を一体的に発信し、そこに行けば川崎の様々な情報が得られ、地域の人々の情報交流基盤として民間事業者が運営する地域ポータルサイトと連携しています。
- ・国、大学、民間事業者及び本市が連携し、多様な参加者の集合知によってアイデアを導き出し、地理空間オープンデータを活用してアイデアを具現化し、新たなサービスの創出につなげる仕組みやプロセス、手法を構築することを目的とした「G空間未来デザインプロジェクト」に参画しました。
- ・本市における地域包括ケアシステムに関する取組やイベントなどの情報発信や地域包括ケアシステムに係わる様々な主体の連携促進を目的とした「川崎市地域包括ケアシステムポータルサイト」を運用しています。

※1,2 ウェブで提供されている情報やサービス、ソフトウェア等が、どの程度広汎な人に利用可能であるかを表す語。特に、高齢者や障害者等、ハンディを持つ人にとって、どの程度利用しやすいかということを意味する。

(3) 施策の基本方向

透明でオープンな行政運営を進めるため、①透明性、②市民参加、③官民連携といった「オープンガバメント」の3つの基本原則に基づき、市政情報を積極的に分かりやすく、かつ、伝わるように発信し、行政、市民、町内会・自治会、市民活動団体、企業、大学等の多様な主体が適切な役割分担の下でそれぞれの強みを活かした協働・連携を深め、ＩＣＴの利活用による地域課題の解決に取り組んでいきます。

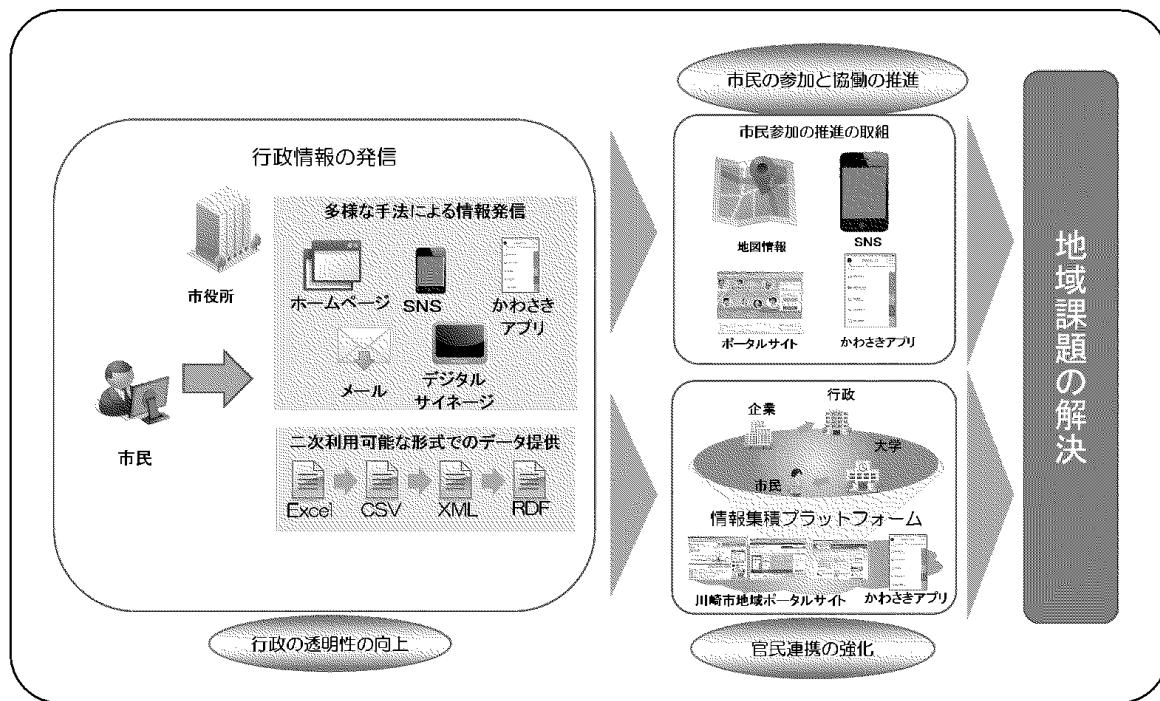


図4-1 「参加と協働による市民自治の地域づくりの推進」の基本方向

●行政の透明性の向上

- ・ホームページや電子メール等を活用した市民の総合窓口や市の事業計画、議会会議録の検索など、時間や場所の制約にとらわれない透明な情報提供の取組を進めています。
- ・市政に関する情報を、SNSやデジタルサイネージ^{※13}などを活用した多様な手法により、分かりやすく、かつ効果的に発信していきます。
- ・行政が保有している統計情報などの様々なデータをオープンデータとして公開を進め、地域課題の見える化や新たな市民活動の取組を推進します。

●市民の参加と協働の推進

- ・モバイル端末と地図情報（G I S）を活用し、市民投稿による地域課題解決の取組を推進します。
- ・市民向けのアンケートについて、インターネットの活用による調査手法の多様化など、効果的な手法への改善を図ります。
- ・市民活動団体、町内会・自治会、ソーシャルビジネス事業者、企業、大学など多様な主体が主体的に地域課題解決に向けた取組を進められるよう、I C Tを活用した情報プラットフォームの構築・運営を行っていきます。
- ・医療・介護・福祉等における市の地域包括ケアシステムポータルサイトによる様々な取組やイベントなどの情報発信など、I C Tを活用した市民との協働を進める取組を推進していきます。

●官民連携の強化

- ・行政が発信する情報だけでなく、市民・団体・事業者が発信する川崎の地域に関する情報を集積し、一体的に発信できる「情報集積プラットフォーム」としての役割を担うスマートフォン用アプリケーション「かわさきアプリ」による官民連携による取組を推進します。
- ・地域の人々の情報交流基盤として民間事業者が運営する地域ポータルサイトと連携した協働に取り組みます。

※13 日本語では「電子看板」。屋外・店頭・交通機関などの公共機関で、ネットワークに接続されたディスプレイなどの電子的な表示機器を使って情報を発信するシステムの総称。設置場所や時間帯によって変わるターゲットに向けて適切にコンテンツを配信可能であるため、次世代の広告媒体として注目を集めている。

(1) 現状と課題

- ・誰もが電子行政手続を行えるように利用環境を整備し、利用率の向上を図る必要があります。また、時間や場所にとらわれず簡単に利用することができる電子行政サービスの拡充が求められています。
- ・コンビニエンスストア等における各種証明書の自動交付など証明書発行拠点の拡充やサービス提供時間の拡大が求められています。
- ・社会保障・税番号制度（マイナンバー制度）の導入に伴い、社会保障や税等の行政事務において個人番号（マイナンバー）の利用が開始されており、今後、マイナンバーの利用による事務の効率化や市民の利便性の向上が求められています。
- ・パソコンをはじめ、最近ではスマートフォンやタブレット端末といった情報通信機器が急速に普及しており、行政手続や施設予約についてもスマートデバイス等によるオンライン手続きに対するニーズが大きくなっています。
- ・市民をはじめ来訪者など市内にいる全ての方々の利便性向上や災害発生時における通信手段を確保するため、モバイル端末等でインターネットに接続できる通信環境の確保が求められています。
- ・スマートフォン等の位置情報を利用することにより地図情報と連携した公共施設や避難所などに関する情報提供が求められています。
- ・情報通信機器（パソコンなど）の所有の有無によって、情報格差が生じないように配慮する必要があります。

(2) これまでの本市の取組

①行政手続の利便性向上

- ・時間や場所にとらわれずに粗大ごみの収集申込みなどの電子申請を行うことができる「ネット窓口かわさき」を運用し、市民の利便性の向上及び行政事務の効率化を図っています。年間で10万件を超える利用があり、市民の行政手続の手段として安全で安定的な運用を行っています。
- ・公共施設利用予約システム（ふれあいネット）により、利用者がインターネットや電話を活用して、あるいは身近な区役所・市民館などの端末機で自由に会議室やスポーツ施設などの利用申込みを受け付けています。
- ・市民が区役所、支所、出張所、行政サービスコーナーまで行かなくても、住民票の写しや印鑑登録証明書などの各種証明書が身近なコンビニエンスストアで取得できるようになりました。
- ・社会保障・税番号制度（マイナンバー制度）を円滑に導入するため、マイナンバーの利用や制度の仕組みを活用した情報連携の開始に向けたシステム整備、事務フローの変更に係る検討及び市民に広く制度を周知するための広報を行ってきました。

②ＩＣＴの利用環境の整備

- ・市民をはじめ来訪者など市内にいる全ての方々の利便性向上や災害発生時における通信手段の確保のため、公共施設や避難所となる学校等に無料で利用できる公衆無線LAN環境（かわさきWi-Fi）の整備を進めるとともに、民間のアクセスポイントを活用し、利用範囲を拡張しました。
- ・図書館利用者のパソコンなど情報通信機器の所有の有無による情報格差に配慮し、図書館内に目的に応じた市民利用端末（パソコンなど）や情報通信機器利用スペースを設置し、各種ホームページや商用データベース等の情報を得ることができるもの環境を提供しています。

(3) 施策の基本方向

時間や場所にとらわれずにオンライン手続を行うことができる電子行政サービスの安定稼働と利便性の向上を図っていきます。また、スマートデバイス等でも便利で快適な電子行政サービスが受けられるよう、スマートデバイスでの利用にも配慮した利用環境の提供やタイムリーな情報発信など、モバイル端末での利便性の向上に向けた取組を進めていきます。

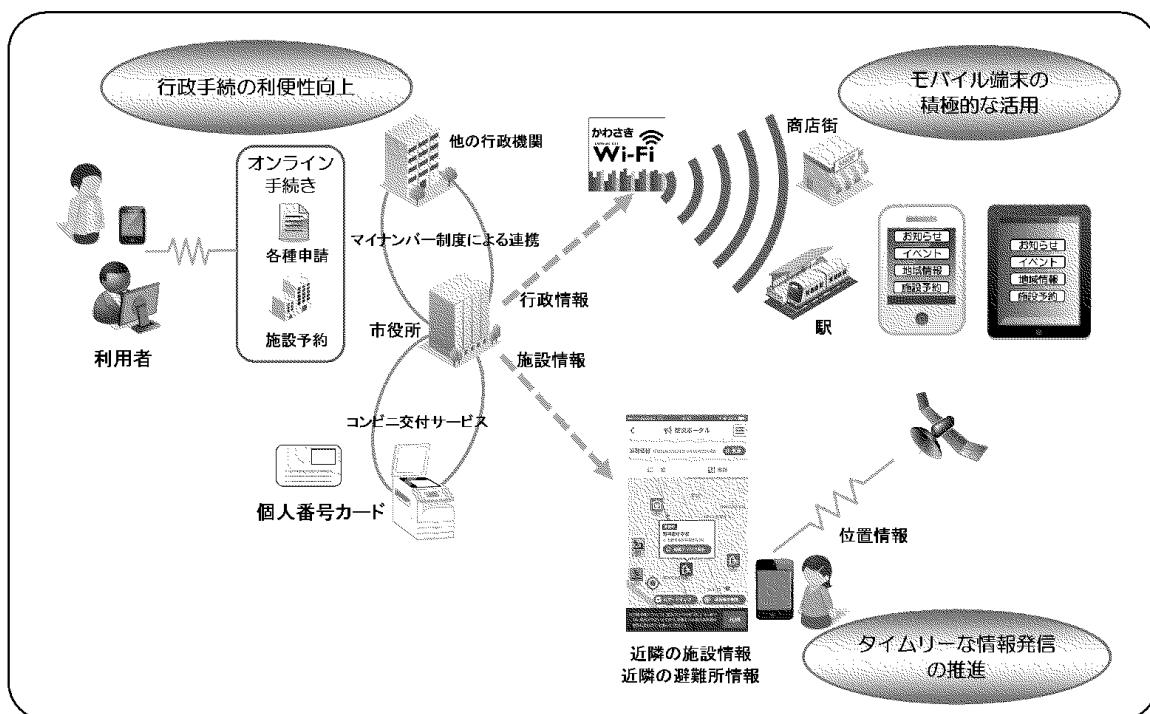


図4-2 「便利で快適な行政サービスの提供」の基本方向

●行政手続の利便性向上

- ・電子申請システムや公共施設予約システム（ふれあいネット）など、利便性の高い電子行政サービスを安定的に提供するとともに、更なる利便性の向上に向けたサービスの拡充に取り組みます。
- ・社会保障・税番号制度（マイナンバー制度）の仕組みを活用した他の行政機関等との情報連携を開始（平成29年7月開始予定）することにより、行政手続の際に市民に提出を求めている添付書類を削減するなど、手続の簡素化による利便性の向上を図ります。
- ・マイナンバー制度の円滑な運用や、コンビニ交付サービスの利用促進に向けて、個人番号カードの普及に向けた取組を推進します。

●モバイル端末の積極的な活用

- ・市のホームページやポータルサイトについて、モバイル端末でのサービス利用を前提とした画面表示の最適化など、市民がより利用しやすい環境整備に取り組んでいきます。
- ・市民をはじめ来訪者など市内にいる全ての方々の利便性向上や災害発生時における通信手段の確保に向けて、民間のアクセスポイントを活用した公衆無線LAN環境（かわさきWi-Fi）の更なる拡充を進めています。

●タイムリーな情報発信の推進

- ・位置情報と施設情報を活用して、近隣にある各種施設情報を発信する仕組みの構築に取り組みます。
- ・「かわさきアプリ」の分野拡張やプッシュ型の情報発信の拡充による行政サービスの利便性の向上を図ります。

(1) 現状と課題

- ・大規模災害などが発生した時は、市民の安全・安心を確保するために、多様な情報媒体を活用しつつ災害情報や支援情報、公共交通情報等の生活関連情報を迅速かつ的確に提供することが必要です。また、避難所等で利用できる通信環境が必要です。
- ・国では、災害発生時やその復興局面等において、公共情報を発信する自治体・ライフライン事業者などと、それを伝える放送事業者・通信事業者を結ぶ共通基盤である「Lアラート（災害情報共有システム）」の全国普及に向けて取り組んでいます。
- ・日々の暮らしを脅かす犯罪や交通安全、感染症、多様化する消費者詐欺などについて、市民が不安を軽減させたり、被害から身を守るためにには、注意を喚起する適切な情報が必要です。
- ・新たな感染症等発生時において、早期に適切な対応を図るため、迅速な情報収集、高度な解析及び専門性の高い情報発信を行う必要があります。
- ・市民が休日や夜間に体調を崩した場合など、その状況に応じて受診できる最寄りの医療機関を案内する機能が求められています。
- ・災害時の情報弱者となる可能性が高い外国人や高齢者・障害を持つ市民のアクセシビリティやスマートフォン・タブレット端末に対応する必要があります。
- ・子ども、子育て情報へのニーズは高い一方で、情報の所在が複数に分かれ、必要な情報にたどり着きにくいという状況があります。また、子育て世代の転入者も多く、新たな地域での育児不安や孤立した育児を防ぐために、子育てに関する情報を様々な形で提供し、子育て支援を推進していく必要があります。
- ・児童生徒の確かな学力育成のため、教育現場における教師のICT活用のためのサポートの充実やICTを活用した分かりやすく理解が深まる授業の推進が求められています。
- ・ICT環境整備の推進により、次世代型ICT環境の整備による協働学習や個別学習の充実を目指しています。
- ・大気環境情報や空間放射線量などのリアルタイムでの情報提供が求められています。

(2) これまでの本市の取組

①防災に関する情報化の推進

- ・防災気象情報、避難勧告・避難指示など本市に関する災害情報をメール配信サービス「メールニュースかわさき」で配信しています。
- ・災害時など市ホームページや防災ポータルサイトに一時的にアクセスが集中するような場合でも災害情報等が確実に閲覧できるよう、回線やサーバの性能が高い外部環境にコンテンツのコピーを置き、負荷を分散させる仕組みを導入しました。
- ・災害発生時における通信手段の確保のため、公共施設や避難所となる学校等に無料で利用できる公衆無線LAN環境（かわさきWi-Fi）の整備を進めました。
- ・避難勧告や避難所開設情報などの災害情報を「かわさきアプリ」によるプッシュ型配信で受け取ることのできるサービスを開始しました。

②日常生活に関する情報化

- ・防犯・交通安全情報をメール配信サービス「メールニュースかわさき」で配信しています。
- ・インターネットを安全に利用するための基礎知識を市民の方に学んでいただける「インターネット安全教室」をNPO団体と共に開催しています。
- ・消費生活に関する知識や、最新の相談事例とそのアドバイス、悪質商法・製品事故等の注意情報のほか、講演会や出前講座等のイベント情報などについて、市ホームページやメールマガジン、地域ポータルサイトから発信しています。
- ・救急医療情報サービス、感染症情報発信システムを運用し、情報提供を行っています。
- ・総合医療情報システムの安定的な運営に努めています。

③子育て・教育に関する情報化の推進

- ・妊娠から就学までの、出産、育児など、子育て全般に関する情報や子育て施設等の情報、子育て家庭のニーズに応じた様々な子育て支援に関する情報などを区のホームページに掲載しています。
- ・スマートフォン向けアプリを活用して子育て世代の方に必要とする情報を的確かつタイムリーに提供する仕組みの検証、事務効率・施策改善の検討、オープンデータ活用モデルの構築を目的とした「あさお子育てポータル」の実証実験を行いました。また、実証実験の結果を踏まえアプリを開発し、「子育てアプリ」のサービスを開始しました。
- ・協働学習や個別学習のさらなる充実のため効果が期待されているタブレット端末や無線LAN環境等の導入を小中学校で進めています。

- ・カリキュラムセンターや小学校情報教育研究会と共同して、授業での効果的なＩＣＴ活用を目指した研修を行いました。

④環境に関する情報化の推進

- ・市民に迅速に大気環境情報の提供を行うために、自動監視システムにより大気汚染の状況を把握し、市ホームページから PM2.5 を含む測定値をリアルタイムに提供しています。
- ・市の南部、中部、北部の 3 地点でモニタリングポストを設置し、市内の空間放射線量の測定結果を市ホームページから発信しています。

(3) 施策の基本方向

市民の安全・安心に寄与する防災・防犯に関する情報や子育て支援情報などをICTを最大限に活用して的確な提供を進め、安全・安心を享受できる都市の実現に向けた取組を推進します。

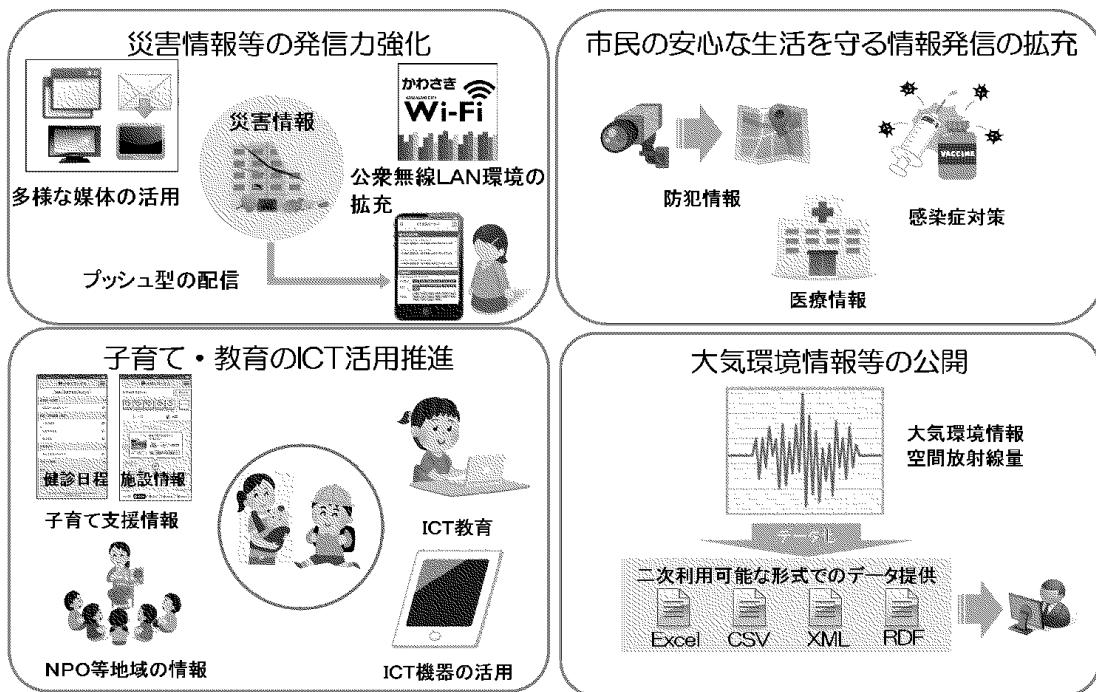


図4－3 「市民が安全・安心を享受できる都市の実現」の基本方向

●災害情報等の発信力強化

- ・災害情報等を発信する情報媒体を拡充し、「いつでも、どこでも、誰でも、簡単に」災害情報が入手できる仕組みの構築を図ります。
- ・ホームページ、電子メール、ケーブルテレビ、デジタルサイネージといった多様な情報媒体を活用した災害情報等の発信を民間事業者との連携を図りながら拡充します。また、各情報媒体の特徴に応じた最適なコンテンツの配信について検討します。
- ・災害発生等の非常時にも市民への情報提供を継続できるよう、公衆無線LAN環境（kawasaki Wi-Fi）の拡充や複数の情報提供手段の確保を進めます。
- ・国の「Lアラート（災害情報共有システム）」を活用し、避難勧告や避難所開設情報などの本市が発信する情報や電力、通信、ガスなどライフライン事業者などの発信する情報と、その情報を市民等に伝える放送事業者、新聞社、通信事業者などの連携を深め、災害情報の効率的な情報伝達を行っていきます。

●市民の安心な生活を守る情報発信の拡充

- ・防犯・交通安全情報、感染症情報、消費生活情報など、被害から身を守るために情報や市民の不安を軽減させられるような情報提供の充実を図ります。

●子育て・教育の I C T 活用推進

- ・親の育児不安の軽減及び地域子育て支援体制へつなげる機会として、子育て家庭のニーズに応じて様々な子育て支援に関する情報やN P O等の地域情報の発信を拡充するなど、地域における子ども・子育て支援の取組を進めています。
- ・次世代を担う児童生徒の情報活用能力の育成に向け、情報発信や情報の利活用、情報モラルなどの I C T 教育を一層進めていきます。
- ・教員の I C T 活用能力の向上、授業における I C T 機器の活用を推進します。

●大気環境情報等の公開

- ・大気環境情報や市内の空間放射線量の情報を公開することで、市民や企業が実施する環境改善活動の支援につなげていきます。また、 I C T の活用により効率的なエネルギー利用を実現する等、低炭素社会の実現に向けた取組を支援していきます。

基本施策2 「力強い産業都市づくり」を推進する情報化

施策2-1

積極的な情報発信による戦略的なシティプロモーションの推進

(1) 現状と課題

- ・臨海部等における先端産業・研究開発機関の集積や「工場夜景」などの産業観光、「音楽のまち」をはじめとする地域資源を活かした取組など、市内外への情報発信を充実させ、自らが川崎に愛着や誇りを持ち、市外の人々が川崎に住みたい、訪れたい、また、そこで働きたい、学びたいなどと思えるようになるよう、戦略的にシティプロモーションを行っていく必要があります。
- ・観光客のみならず外国人を含めた市民にも市内の観光情報や施設情報を発信することで、市内消費機会の拡大を図ることが必要です。
- ・2020年東京オリンピック・パラリンピックに向けて、国内外の観光客が手軽に情報を入手できるよう「無料公衆無線LAN環境の整備促進」、「ICTを活用した多言語対応の実現」、「デジタルサイネージの機能拡大」など、ICTに関わるサービスやインフラの高度化が求められています。
- ・スマートデバイスの普及により、モバイル端末で情報を入手できるだけでなく、誰でも簡単に写真や動画を投稿できるようになっており、シティプロモーションや観光情報の強力な手段となっています。
- ・市の魅力を発信する情報についても、写真や動画といった大容量のファイルでもデータベース化が可能となってきており、情報の整理や有効活用を検討する必要があります。

(2) これまでの本市の取組

①情報発信チャネルの拡大

地域の魅力を発信するチャネルとして、ホームページによる情報提供以外にも、川崎駅東西自由通路に大型映像装置（デジタルサイネージ）を設置し、川崎駅という大勢の方が利用する場所で、本市の地域情報、イベント情報等をタイムリーに駅利用者らに提供することが可能となりました。

②観光振興

- ・かわさきの観光情報ホームページを作成し情報発信を行っています
- ・本市の強みである先端技術関連施設、企業博物館、産業遺産等を活用した「産業観光ツアーや工場景観を活用した「工場夜景ツアーや、「産業観光検定」などについて、産業観光及び工場夜景のホームページやメールマガジンをはじめ、SNSを活用するなど、積極的な情報発信を行いました。
- ・グリーンツーリズムの推進では、ガイドマップかわさき等と連携して情報発信ができるとともに、農用地のデータ等を庁内で見られるようになりました。

③文化芸術活動の振興

- ・市内の史跡や伝統行事、文化イベントの情報等をホームページやSNSなどを通じて地域内外に積極的に発信することにより、市民が市内の文化資源に触れたり文化活動に参加する機会を提供するとともに、本市の魅力を市内外に発信し、シティセールスの推進や地域における文化芸術活動の振興を図っています。
- ・市民ミュージアムでは、収蔵する資料・作品等の整理及びデータベース化を進めしており、また、展示会やイベント・講座等についてSNSを活用した情報発信を行っています。
- ・岡本太郎美術館では、スクラップブック・写真・映像・書籍など膨大な関連資料のデジタル化を推進するとともに、データベース化を行ない広く閲覧可能なものとする取組を進めています。

④情報のアーカイブ^{※14}化

- ・高津区では、まちの歩みを記録する古写真的データベース化により、古写真的社会的資産としての価値向上をめざしたデジタルアーカイブの取組を進めています。
- ・市民ミュージアムや岡本太郎美術館においても、収蔵する作品類のデジタルアーカイブの取組を進めています。

※14 文書や記録等を収集、組織化、蓄積・保存すること。

(3) 施策の基本方向

「市の魅力」を伝えるコンテンツの充実を図るとともに、「市の魅力」を積極的に発信することで、川崎の対外的な認知度やイメージの向上を図り、市外の川崎ファンの獲得を進めていきます。

また、「市の魅力」の蓄積を進め、多くの市民の川崎への「愛着と誇り」が高まるよう、市民への様々な市の魅力発信の取組を進めていきます。

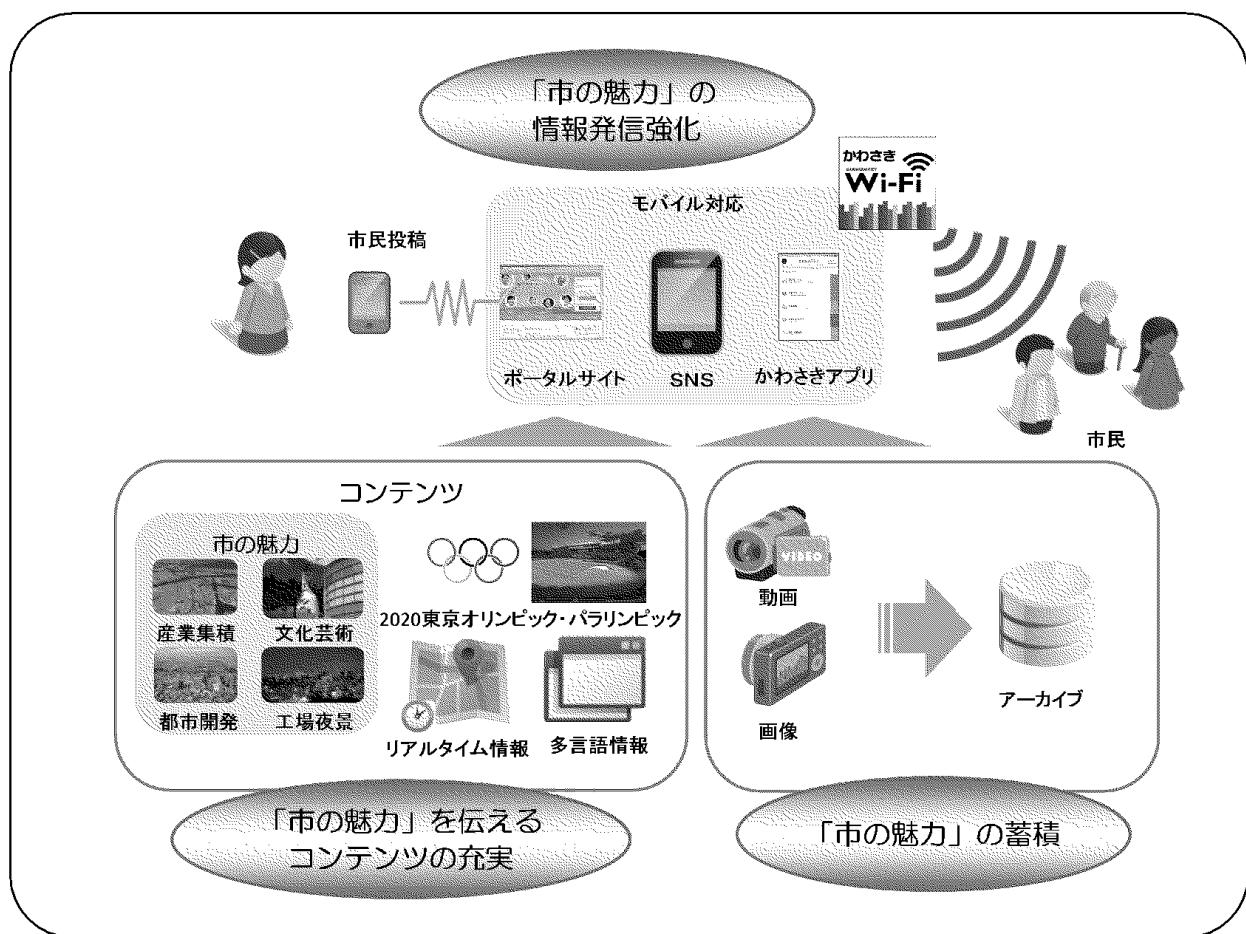


図4-4 「積極的な情報発信による戦略的なシティプロモーションの推進」の
基本方向

● 「市の魅力」の情報発信強化

- ・ホームページやSNSの活用、地域ポータルサイトとの連携による市の魅力発信を進めていきます。また、SNSの特性を生かしたクチコミで川崎の話題が広がるよう取組を進めます。
- ・市民が知りやすく、自ら情報の発信者となって観光に関わりやすくなるような情報発信や街中などで情報を必要としている人が適時・適切に情報を入手できるよう観光情報プラットホームの取組を推進します。
- ・多言語による情報発信機能の強化を図ります。
- ・外国人のニーズが高いと思われる無料Wi-Fiの環境整備を民間のアクセスポイント等を活用しながら進めます。
- ・利用者が外出先等でもスマートフォンやタブレットなどをを利用して、画面表示が最適化された情報が見られるよう、Webサイトのレイアウトの最適化やスマートフォンアプリによる情報提供の取組を進めていきます。

● 「市の魅力」を伝えるコンテンツの充実

- ・川崎市内や近隣都市への来訪者を観光客化していくために、空き時間の有効活用を提案できる施設巡りや飲食店、イベント等のリアルタイム情報を、利用者がスマートデバイスを通じて入手できるようWebコンテンツの充実を図ります。
- ・2020年の東京オリンピック・パラリンピック開催に伴い増加が予想される多くの外国人の来訪者に向け、ICTを活用した外国人向けコンテンツの充実を図ります。

● 「市の魅力」の蓄積

- ・かわさき観光をアピールする資源の画像や動画などを随時更新し、コンテンツとして蓄積していく中で、一般への公開や市内の企業等のPR用制作物での使用を推奨するなどについて検討し、普及拡大につなげていきます。
- ・市内の様々な魅力あるスポットを活用するなど、まちの魅力発信を進めるとともに、地域映像アーカイブ化やまちの歩みのデータベース化など、市の魅力をデジタル化するデジタルアーカイブの取組を進めます。

(1) 現状と課題

- ・医療・福祉、エネルギーなどの新たな成長分野における川崎発のイノベーションを創出するため、戦略的な情報発信等によって多様で創造性のある人材の交流を促進し、ベンチャー支援、起業・創業の促進や地域を支える産業の育成・市内事業者等の新分野への進出支援などを進めることにより、市内企業の競争力の向上に取り組んでいます。
- ・地球温暖化や少子高齢化などが進行する中で、エネルギーなどの最適利用やＩＣＴ・データの利活用により、低炭素で持続可能なまちづくりを進めることが求められています。
- ・国のＩＴ戦略である「世界最先端ＩＴ国家創造宣言（平成27年6月30日）」において、「ＩＴ利活用の深化により未来に向けて成長する社会」に向けた取組として、「ビッグデータ利活用による新事業・サービスの促進」や「公共データの民間開放（オープンデータ）の推進」が掲げられています。
- ・「電子行政オープンデータ実務者会議・自治体普及作業部会」では、オープンデータの公開から利活用にシフトしていく必要性が示されています。
- ・民間企業・団体や自治体等において、オープンデータを活用したアイデアソン^{※15}やハッカソン^{※16}等のイベントが活発に行われており、アイデアやアプリを創出した人材とビジネス化を支援する人材とのマッチングなど、新たなビジネスの枠組みが検討されています。オープンデータの推進により、市民生活における利便性の向上、市民・企業との協働、社会経済における新たなイノベーションが創出される社会の実現が期待されています。
- ・国の成長戦略ではデータ利活用による産業再興を掲げており、「パーソナルデータの利活用に関する制度改正大綱（平成26年6月24日　高度情報通信ネットワーク社会推進戦略本部）」において、特に利用価値が高いとされる、個人の行動・状態等に関する情報に代表される「パーソナルデータ」について、事業者の「利活用の壁」を取り払い、これまでと同様に個人の権利利益の侵害を未然に防止し個人情報及びプライバシーの保護を図りつつ、新産業・新サービスの創出と国民の安全・安心の向上等のための利活用を実現する環境整備が求められています。

※15 アイディアとマラソンを合わせた造語。特定のテーマについてグループ単位でアイデアを出し合い、それをまとめていく形式のイベント。

※16 ハックとマラソンを合わせた造語。ソフトウェア開発者が、一定期間集中的にプログラムの開発やサービスの考案などの共同作業を行い、その技能やアイデアを競うイベント。

(2) これまでの本市の取組

① 産業支援のための情報発信

- ・インターネット上に、市内の基盤技術産業をはじめとするものづくりの成果や本市の立地優位性や市内産業集積地等の情報発信、インターネットサイトを運営する民間企業と連携した認定品の販路支援を行っています。
- ・本市の産業資源である基盤的技術等のものづくり技術を活用するため、市内中小企業製造業事業者をデータベース化した検索サイトを運営し、企業情報をホームページで提供するとともに、電子掲示板やメーリングリストの運営を行っています。
(Web かわさき製品見本市、川崎ものづくりブランド、かわさき工場立地情報、かわさきデータベース)
- ・コンテンツの活用促進を目的としたクリエイター・市内 I C T 事業者等による研究会等、クリエイターと市内 I C T 事業者等をつなぐ取組を実施し、映像等、コンテンツを活用した事業展開の浸透・拡大を図ることにより、市内産業を活性化させる取組を進めています。
- ・公害問題に取り組む経験等で培われた環境汚染対策や製造工程に組み込まれた省エネ技術等、川崎市内の優れた環境技術・製品等の情報をデータベース化し、市内環境技術・製品等の情報発信やビジネス支援を行っています。
- ・市内企業の海外展開に係るワンストップサービスの一環として、海外からのビジネスマッチングを希望する顧客に向けた情報発信を行うため、海外展開を希望する市内企業の情報をリスト化して、川崎市海外ビジネス支援センターのホームページ上に掲載しています。
- ・殿町国際戦略拠点キング スカイフロントで行われている研究の最新情報等を国内外に周知する公式ホームページと"Kawasaki Skyfront i-Newsletter"を立ち上げ、随時更新しています。また、取組や魅力をアピールするコンセプト映像を You Tube の川崎市チャンネルや川崎駅のアゼリアビジョンで公開しています。

② スマートシティの推進

- ・スマートシティの推進に当たって先導的取組としてモデル事業に取り組んでいます。
- ・川崎駅周辺地区においては、地区内の特性が異なる複数施設を統合的にエネルギー・マネジメントする実証を行っているほか、乗客数や年齢層などを把握するシステムや、デジタルサイネージなどを搭載した「川崎スマート E V※17 バス」を、民間事業者と連携して、川崎病院線において運行を開始しました。

※17 電気自動車のこと。

- ・小杉駅周辺地区においては、HEMS（ヘムス）^{※18}を活用して、市民参加型による省エネ行動の普及や暮らしの利便性向上等の実証を行っています。

③ オープンデータの取組

- ・市のホームページに統計情報（工業統計を含む。）、防災、消防、公共施設などをオープンデータで掲載しており、公開データは営利目的も含めて二次利用を認めています。

※18 Home Energy Management System の略。家庭用エネルギー管理システム。住宅に ICT 技術を活用したネットワーク対応型の省エネマネジメント装置を設置し、自動制御による省エネルギー対策を推進するシステム。

(3) 施策の基本方向

戦略的な情報発信等により、優れた技術力・製品開発力を持つ市内事業者等の新規取引先の開発や販路拡大の支援、新分野への進出支援などを進めるなど、市内企業の競争力の向上を図り、ＩＣＴ、医療・福祉、エネルギーなどの新たな成長分野における川崎発のイノベーションによる新たなビジネスやサービスの創出支援に取り組んでいきます。

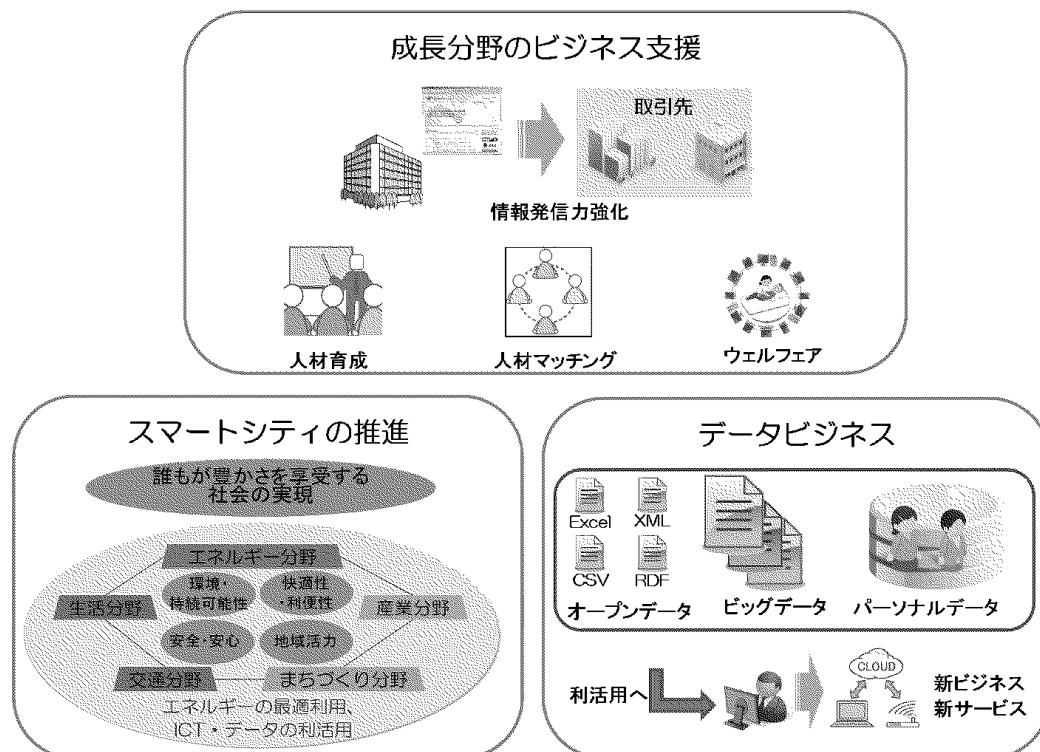


図4-5 「新たな産業・サービスの創出促進」の基本方向

●成長分野のビジネス支援

- ・ＩＣＴを活用した情報発信により、優れた技術力を持つ市内中小企業の新規取引先の開拓や販路拡大に向けた支援を行います。
- ・産業集積を背景として、優れた技術力を持つ市内中小企業が、大企業や大学・研究機関等が保有する特許等の知的財産を活用できるようマッチングを行うなど、競争力のある製品開発が行われるよう支援します。
- ・今後成長が期待される在宅医療等の福祉・介護分野における「ウェルフェアイノベーション」の取組において、在宅療養等におけるＩＣＴを活用した新たなサービスの創出に向けた検討など、地域連携による在宅療養のための新たな取組を進めています。

●スマートシティの推進

- ・本市に集積する高度先端技術等を活かし、多様な主体と連携しながら、エネルギーの最適利用とＩＣＴ・データの利活用により、地域課題の解決を図るとともに、新たな産業やサービスを創出し、低炭素化や、市民生活の安全・安心の確保、利便性の向上等を図ります。

●データの活用によるビジネス支援

- ・民間事業者のデータ活用の促進を図るため、本市が提供しているオープンデータを拡充するとともに、「公開」から「利活用」へと視点を移し、オープンガバメントに向けた取り組みを推進します。
- ・市が提供するオープンデータや企業が保有する情報、社会や市場に存在する様々な情報、さらにはIoT^{※19}で収集されるデータなどを相互に結び付け利活用するいわゆるビッグデータによる新たなビジネスモデルの構築等に向けた取組を推進します。
- ・情報通信技術が進展した現代に即した保護と利活用のバランスがとれたパーソナルデータの適正な取扱いに向けた課題の整理や、民間事業者が主導する取組への協力・支援を行っていきます。

※19 Internet of Things の略。モノのインターネット。PC やスマートフォンに限らず、センサー、家電、車など様々なモノがインターネットで繋がること。

基本施策3 行財政運営の「質的改革」を推進する情報化

(1) 現状と課題

- ・行財政運営の効率化を進めるため、ＩＣＴの活用による市民サービスの向上・行政運営の効率化を進めていく必要があります。
- ・システムの導入に当たっては、業務フローを棚卸し・分析し、現行の業務フローとパッケージシステムの機能の照合・分析による業務の標準化を徹底的に実施する必要があります。
- ・平成15年から順次稼働した行政情報システム（文書管理システム、財務会計システム、旅費管理システム等）は、運用開始から10年以上が経過しており、業務プロセスそのものの見直しを含めた見直しが必要となっています。
- ・市役所内部の事務処理等のための各種情報システムは、的確な市民サービス提供のための基盤であり、本市の行財政改革の着実な推進のためにも、引き続き適切な維持・管理が必要です。
- ・国の方針では、大規模な自治体は汎用機系システムからの脱却、小規模な自治体はクラウド化によってコスト削減等を図ることが示されており、本市においては残る汎用機系システムのオープン化を進め、競争原理を積極的に活用し、システム運用経費の縮減を図っていく必要があります。
- ・マイナンバー制度の運用開始など、これまで以上にセキュリティに配慮したシステム運用が求められており、よりセキュアなネットワーク環境の確保が求められています。
- ・庁内の会議などでは、会議資料として大量の紙資料が印刷されており、行政コストや環境負荷低減のため、ＩＣＴを活用したペーパーレス化が求められています。
- ・ペーパーレス会議やモバイルテレワークなど新たなワークスタイルが広がりを見せる中、効率的・効果的な行財政運営を推進するため、ＩＣＴを利活用した業務プロセス改革（BPR）が求められています。
- ・庁内での無線ＬＡＮの利用は、通信の安全性の確保など技術的な検証と運用面の検討を踏まえたうえで導入の可能性を検討する必要があります。
- ・今後のワークスタイル変革も視野に入れたＩＣＴ環境の整備の検討が必要です。

(2) これまでの本市の取組

①情報システムの整備・更新

- ・戸籍総合システム、人事給与システム、川崎病院・井田病院における新総合医療システムの整備を行いました。
- ・社会保障・税番号制度の円滑な運用を図るため、市税システム、戸籍総合システム、福祉総合情報システム等の情報システムの改修を行いました。

②情報システムのオープン化

- ・「川崎市情報システム全体最適化計画」に基づき、国保ハイアップシステム、国民年金事務システム等、人事給与システムなどの汎用機システムのオープン化を行いました。
- ・府内サーバ統合化に向けて、部局オープン系システムの位置統合を行うとともに、府内共通システム基盤（サーバ仮想化技術）を導入しました。

③利用環境の整備

- ・不正接続防止対策のため、手続きを経ていない機器やセキュリティ対策が不十分な機器を検知、隔離するシステムを導入しました。
- ・福祉系計画配置パソコンの情報系ネットワーク利用に伴い、計画配置パソコンの共用利用を行うなど有効活用を図りました。

(3) 施策の基本方向

I C Tを活用した①業務効率化、②コスト削減、③安全で安定的な運用、④ワークスタイル変革などの取組により、市民サービスの向上及び行政運営の効率化を進めていきます。特に、システム更新時などを契機とした取組を重点的に行っていきます。

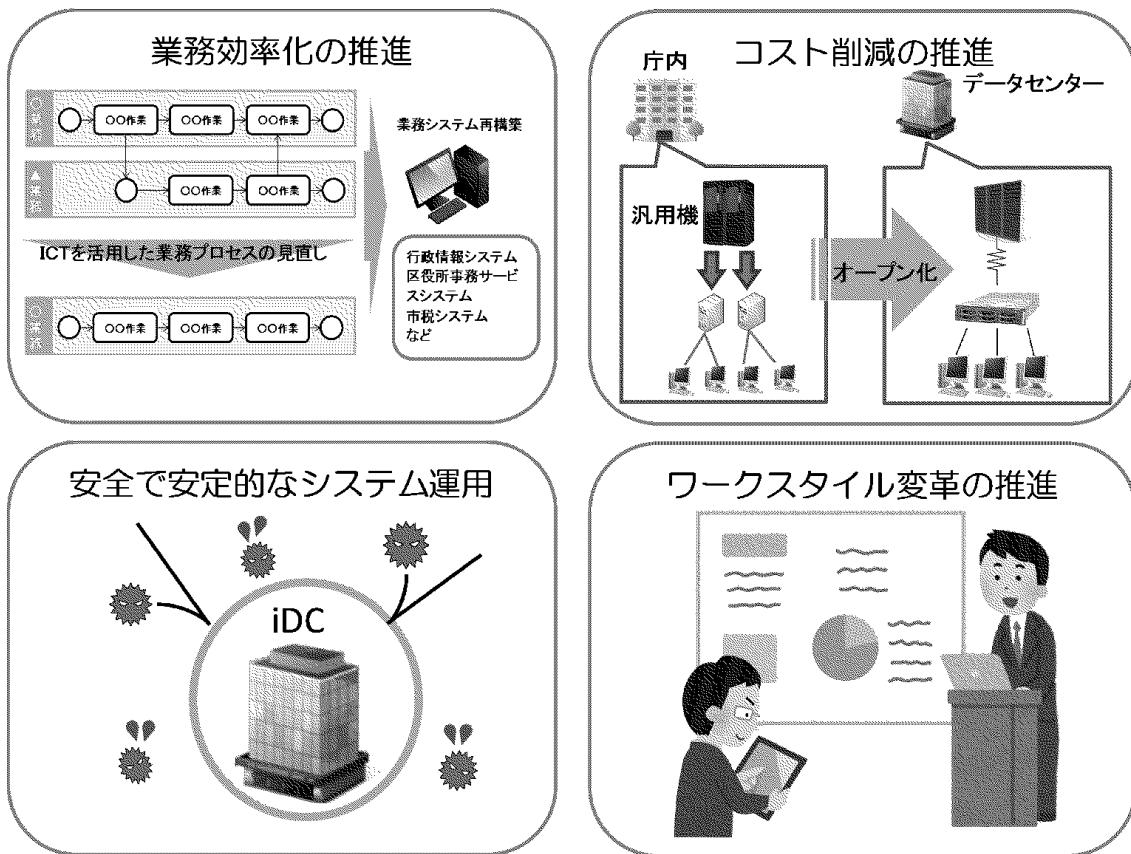


図4-6 「行財政運営の効率化・高度化の推進」の基本方向

●業務の効率化の推進

- ・運用開始から相当期間を経過している行政情報システム、区役所事務サービスシステム、市税システムなど市の業務の根幹となるシステムについて、業務プロセスの見直しを含めた計画的な再構築を推進します。
- ・行政コストや環境負荷低減のため、I C Tを活用したペーパーレス化の取組を進めています。

●コスト削減の推進

- ・残存する汎用機系システムをオープン化することにより、民間の競争原理を働かせ、コスト削減につなげます。
- ・部局オープン系システムについては、利用者や利用時間が限定的であり、マシン室への位置統合などと合わせて、監視・バックアップ・停電対応などを共通化していくよう、費用対効果を勘案しながら機器等の共用化・統合を進めていきます。

●安全で安定的なシステム運用

- ・標的型攻撃等による情報漏えいを防ぐため、必要な情報セキュリティ対策を進めています。
- ・iDC（インターネットデータセンター）※20の持つ高度なセキュリティ・耐災害性の特性を活かし、強固なセキュリティ確保及び24時間365日の安定稼動による市民サービスの提供を進めています。

●ワークスタイル変革の推進

- ・府内で行われている大小各種の打合せ・会議について、会議室の規模や会議の性質に応じて、テレビやスクリーン等を用いるなど、会議資料の印刷、配布等を極力少なくするよう工夫に努め、会議のペーパーレス化・印刷物の減量・極小化を進めています。
- ・府内での無線LANやタブレット端末の利用について、通信の安全性の確保など技術的な検証と運用面の検討を踏まえた導入の可能性を検討していきます。
- ・今後のワークスタイル変革を視野に入れたICT環境の整備を進めています。

※20 サーバを設置するために、高度な安全性等を確保して設計された専用の建物・施設のこと。サーバを安定して稼働させるため、無停電電源設備、防火・消火設備、地震対策設備等を備え、IDカード等による入退室管理などでセキュリティが確保されている。

(1) 現状と課題

- ・情報セキュリティインシデント^{※21}発生時に状況を早期に把握できる体制を確立し、国・県への情報提供などの連絡体制の整備が求められています。
- ・多様化する情報セキュリティ事案に対応するため、C I S O (【Chief Information Security Officer】最高情報セキュリティ責任者) 機能の確保等により、庁内全体のセキュリティの向上を図る必要があります。
- ・情報化施策を円滑かつ適正に実施するためには、ICTに係る知識や能力を備えた人材を育成・確保する必要があります。
- ・サイバー攻撃や災害等が発生したとしても情報システムが適切に運用されるよう、情報セキュリティ対策や業務継続計画（ICT－BCP）^{※22}に基づく環境整備が必要とされています。
- ・行政機関は、個人情報をはじめとした重要情報を多く保有していること、また、近年高度化・複雑化するサイバー攻撃による脅威の増大や人的な要因による個人情報等の漏えい事案等が多発していることを踏まえ、情報セキュリティ対策に万全を期することが求められています。
- ・インターネットの普及拡大に伴い、コンピュータやネットワーク等を悪用したサイバー犯罪の増加や、大量の個人情報の漏えいなどが社会問題化しています。

※21 情報管理やシステム運用に関して保安上の脅威となる事象のこと。ウイルス感染や不正アクセス、アカウント乗っ取り、Web サイト改竄、情報漏洩、迷惑メール送信、サービス拒否攻撃（DoS 攻撃）などが含まれる。

※22 ICT は Information & Communications Technology、BCP は Business Continuity Plan の略で、何らかの障害が発生した場合に重要な業務が中断しないこと、または業務が中断した場合でも目標とした復旧時間内に事業が再開できるようにするための対応策などを定めた ICT 部門の事業継続計画。

(2) これまでの本市の取組

① I C T ガバナンスの推進

- ・情報化施策に係る総合的な調整を行うため、市長を本部長とする情報化推進本部の設置及び副本部長（副市長）をC I O（情報統括監理者）とする執行体制を整え、外部の専門業者の支援を受けながら、各局における情報化施策の統一的・効果的・効率的な推進に取り組んでいます。
- ・C I O（情報統括監理者）体制の下、情報システムの企画・開発・運用後の各段階で「情報システム評価」を実施し、情報システムの信頼性・安全性・効率性を確保しています。
- ・「川崎市情報システム全体最適化計画」に基づき、汎用機システムのオープン化や部局システムの集中管理化を進めました。
- ・ネットワークや市民に直接影響のある基幹業務系システムなど、I C T部門が運用・管理している部分について、「I C T部門の業務継続計画（震災対策編）」を策定し、災害・事故時の業務実施・継続を行うための体制を整えました。また、当該計画に基づく勉強会、訓練を実施するなど、実効的な対策への取組を継続しています。

②情報セキュリティ対策

- ・「川崎市情報セキュリティ基本方針に関する規程（平成19年川崎市訓令第1号）」や「情報セキュリティ基準」等を策定し、これに基づき職員を対象とする研修やセキュリティ対策の定期的な取組状況の点検、規程類の見直しなどの取組を行ってきました。
- ・インシデント発生時等の連絡体制や各局との協力体制を構築しました。

(3) 施策の基本方向

強力なICTガバナンスのもとで情報化施策を推進し、情報統括監理者（CIO）が兼務する最高情報セキュリティ責任者（CISO）の指揮の下、情報セキュリティ対策の取組を推進します。

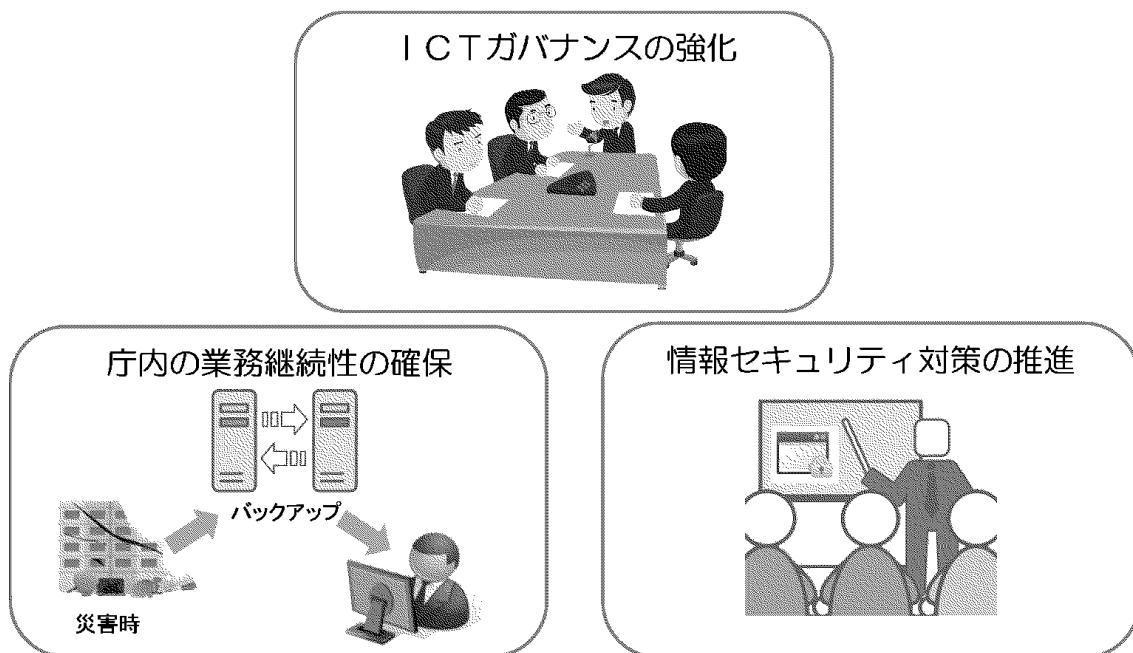


図4-7 「ICTガバナンスの強化及び情報セキュリティ対策の推進」の基本方向

● ICTガバナンスの強化

- ・情報統括監理者（CIO）の指揮の下、情報化施策の総合的な調整を図り、社会環境や情報通信技術の変化に的確に対応した取組を推進していきます。
- ・情報統括監理者（CIO）が兼務する最高情報セキュリティ責任者（CISO）の指揮の下、情報セキュリティ対策の取組を推進していきます。
- ・ICTの動向や国の施策動向などを注視しながら、各部局が所管する情報化施策について、組織横断的な視点からの支援を実施します。
- ・情報システムの計画時や調達時の事前評価及びシステム開発時における進捗管理、導入されたシステムの品質や計画時に想定した効果目標の達成度の確認など、システムライフサイクルの適切な運用がされるよう取組を進めています。

● 庁内の業務継続性の確保

- ・重要な情報システムやネットワークの多重化・多元化、より安全性の高い場所や施設への情報システム機器等の設置、非常用電源設備の増強など、総合的な I C T の災害対応力の強化を図ります。
- ・本庁舎等の建替えにおいて、災害時における市役所業務の業務継続性の確保を図ります。
- ・業務継続計画に基づく勉強会、訓練を実施するなど、実効的な対策への取組を継続します。

● 情報セキュリティ対策の推進

- ・国の情報セキュリティポリシーガイドライン等も参考にしつつ、情報セキュリティ監査や研修を通じて得られた対応策を隨時、本市の情報セキュリティ基準に反映させていきます。
- ・標的型攻撃等の増加等の新たなセキュリティの脅威の高まりを踏まえ、各種教育、研修、訓練、ソフトウェア更新等の人的対策などの入口対策や、内部に侵入した攻撃を早期検知して対処するために、通信をチェックする等の内部対策を講じるなど、更なる情報セキュリティ対策を推進します。
- ・情報セキュリティに関する技術動向を注視し、セキュリティレベルの向上に引き続き取り組みます。
- ・府内におけるインシデント対策等に資する情報や不正アクセスに関する情報等を府内で適切に共有し、緊急時及び平常時の連携の強化や即応性の向上等を図るとともに、巧妙かつ執拗に行われる標的型攻撃等への対処を念頭に置いた対策をより一層強化していきます。
- ・社会保障・税番号制度（マイナンバー制度）上のリスク対策として、外部の専門家による監査の実施が求められていることを踏まえ、引き続き特定個人情報等の安全管理措置を適切に運用するための外部監査を定期的に実施し、特定個人情報等の取扱状況を継続的に把握することにより、安全管理措置の評価・見直し及び改善に取り組みます。



第5章

今後の計画推進に向けて

- 1 推進プランの推進体制
- 2 推進プランの進捗管理
- 3 情報化推進のための人材育成

1 推進プランの推進体制

本市では、情報化施策に係る総合的な調整を行うため、市長を本部長とする川崎市情報化推進本部を設置しています。

川崎市情報化推進本部のもと、市の総合計画や推進プランに基づき施策を推進していきます。

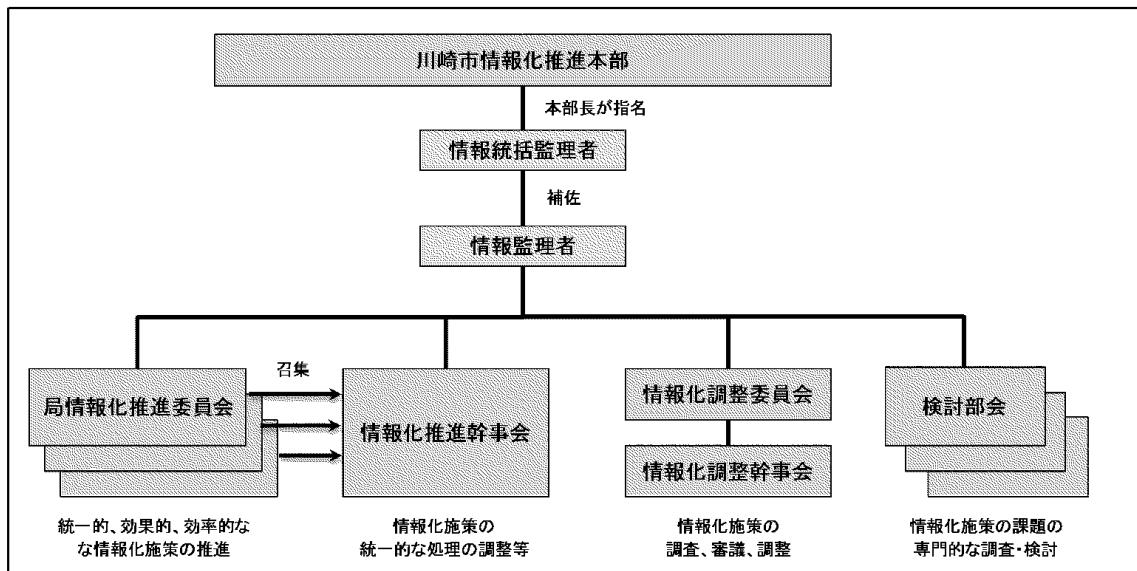


図5-1 推進プランの推進体制

2 推進プランの進捗管理

(1) 情報化推進プログラムの策定

推進プランは施策の方向性を示したものであり、施策の具体的な取組については、新・情報化推進プログラムを策定しています。

情報化推進プログラムでは、推進プランのうち、概ね2年間に予定している具体的な施策について取りまとめ、重点的に推進・管理していきます。

(2) PDCAサイクルによる進捗管理

PDCA サイクルの効果的な運用により、進捗管理を行っていきます。策定した推進プラン、情報化推進プログラムに従って施策を実行し、1年ごとに各施策の進捗状況や成果等を把握・評価します。把握した結果や評価により見直しや改善の検討を行い、次年度以降に反映させていきます。

また、情報化を取り巻く環境の変化に適応できるよう、計画に記載した施策の基本方向を柔軟に見直す等、所期の目的に沿った情報化の推進につながるよう検討していきます。

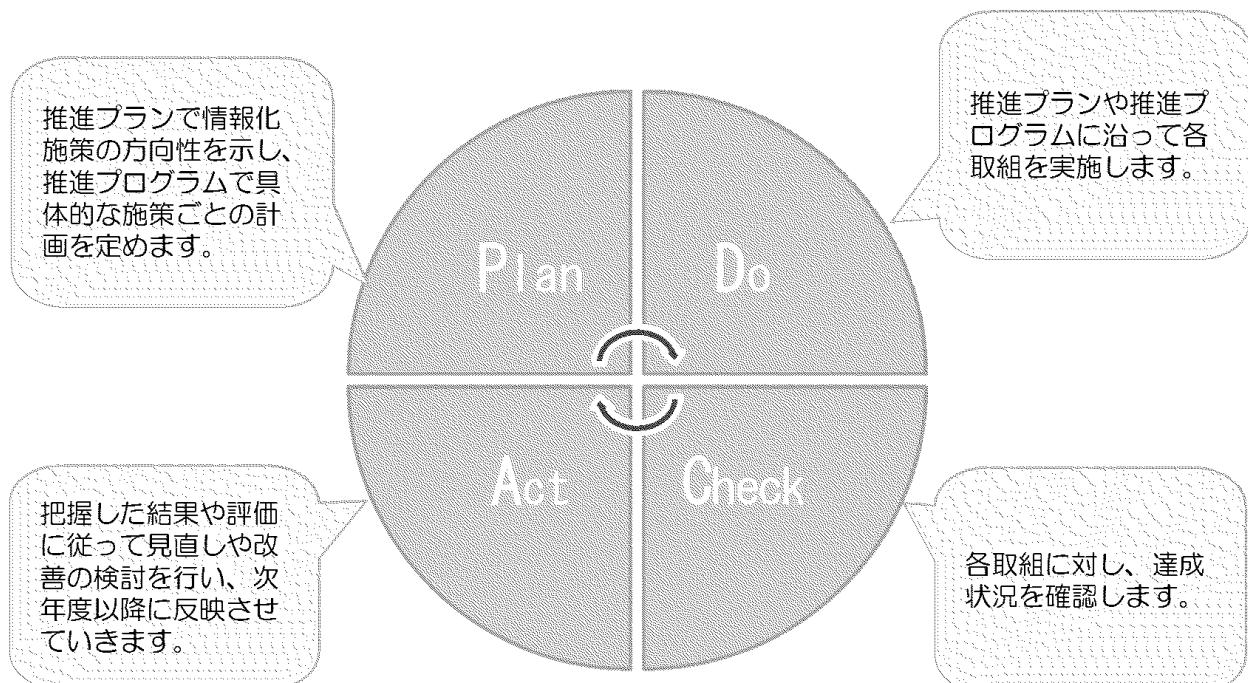


図5-2 PDCAサイクルによる進捗管理

3 情報化推進のための人材育成

あり、ICTの利活用による事業の計画・実行を行うことのできる人材の育成が重要です。

そのため、職員を対象とした双方向のやり取りを通じた知識の習得が可能な情報化研修や階層別研修などの集合研修のほか、通年受講が可能なeラーニング^{※23}を活用しながら職員のICTリテラシーの向上を図っていきます。

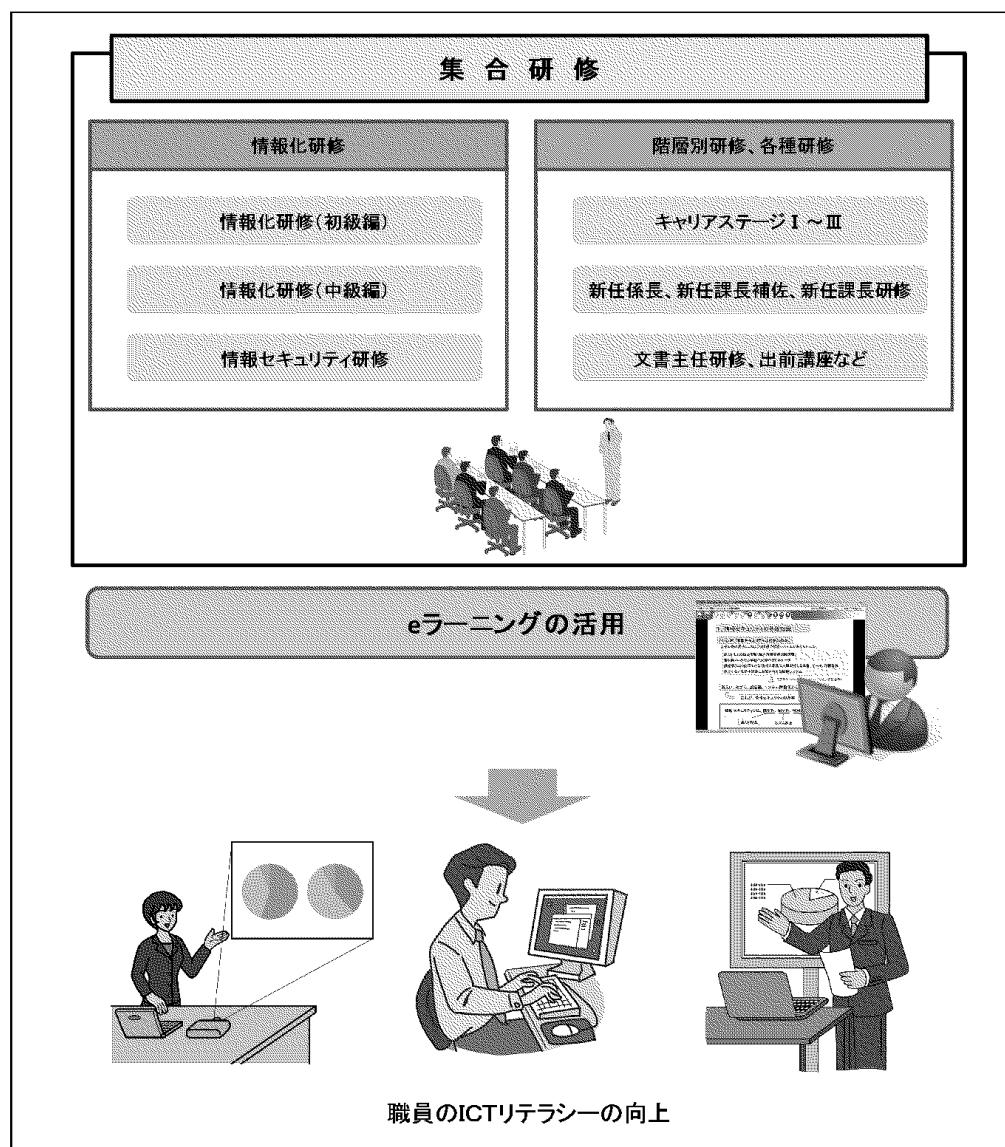


図5-3 職員の人材育成

※23 パソコンやコンピュータネットワークなどを利用して教育を行うこと。

用語集

※	頁	用語	解説
※1	p.2	クラウド	クラウドコンピューティングの略。データサービスやインターネット技術等が、ネットワーク上にあるサーバ群（クラウド《雲》）にあり、ユーザーは今までのように自分のコンピュータでデータを加工・保存することなく、「どこからでも、必要な時に必要な機能だけ」利用することができる新しいコンピュータ・ネットワークの利用形態。
※2	p.2	ワンストップ	一度の手続で必要とする関連作業を全て完了できること。
※3	p.2	パーソナルデータ	個人情報保護法に規定する「個人情報」に限らず、位置情報や購買履歴など、広く個人に関する個人識別性のない情報も含む個人データのこと。
※4	p.6	ブロードバンド	ネットワークにおける広帯域幅を表す言葉。大容量のデータを高速に流すことができる ADSL や光回線などのネットワークやそこで提供されるサービスを指すこともある。
※5	p.9	HDD	コンピュータシステムにおける記憶装置の一種で、磁気記憶方式によってデータを読み書きする装置のこと。パソコンの外部記憶装置として標準的に搭載されている。
※6	p.9	ストレージ	コンピュータの主要な構成要素の一つで、データを永続的に記憶する装置。磁気ディスク（ハードディスクなど）や光学ディスク（CD/DVD/Blu-ray Disc など）、フラッシュメモリ記憶装置（USB メモリ/メモリカード/SSD など）、磁気テープなどがこれにあたる。
※7	p.10	自治体クラウド	地方公共団体が情報システムを庁舎内で保有・管理することに代えて、外部のデータセンターで保有・管理し、通信回線を経由して利用できるようにする取組。複数の地方公共団体の情報システムの集約と共同利用を進めることにより、経費の削減及び住民サービスの向上等を図るもの。
※8	p.17	デジタル・ディバイド	インターネットやパソコン等の情報通信技術を利用できる者と利用できない者の間に生じる格差。
※9	p.19	プッシュ型	必要な情報をユーザーの能動的な操作を伴わず、自動的に配信されるタイプの技術やサービスのこと。
※10	p.27	ポータルサイト	インターネットに接続した際に最初にアクセスするウェブページ。分野別に情報を整理しリンク先が表示されている。

※	頁	用語	解説
※11	p.33	ICT ガバナンス	組織内で、ICT を導入及び活用するに当たり、目的と戦略を適切に設定し、その効果やリスクを測定・評価して、理想とする IT 活用を実現するためのメカニズムをその組織の中に確立すること。(組織内で ICT の導入、利用をコントロールすること。)
※12	p.37	ウェブアクセシビリティ	ウェブで提供されている情報やサービス、ソフトウェア等が、どの程度広汎な人に利用可能であるかを表す語。特に、高齢者や障害者等、ハンディを持つ人にとって、どの程度利用しやすいかということを意味する。
※13	p.39	デジタルサイネージ	日本語では「電子看板」。屋外・店頭・交通機関などの公共機関で、ネットワークに接続されたディスプレイなどの電子的な表示機器を使って情報を発信するシステムの総称。設置場所や時間帯によって変わるターゲットに向けて適切にコンテンツを配信可能であるため、次世代の広告媒体として注目を集めている。
※14	p.51	アーカイブ	文書や記録等を収集、組織化、蓄積・保存すること。
※15	p.54	アイデアソン	アイディアとマラソンを合わせた造語。特定のテーマについてグループ単位でアイデアを出し合い、それをまとめていく形式のイベント。
※16	p.54	ハッカソン	ハックとマラソンを合わせた造語。ソフトウェア開発者が、一定期間集中的にプログラムの開発やサービスの考案などの共同作業を行い、その技能やアイデアを競うイベント。
※17	p.55	EV	電気自動車のこと。
※18	p.56	HEMS	Home Energy Management System の略。家庭用エネルギー管理システム。住宅に ICT 技術を活用したネットワーク対応型の省エネマネジメント装置を設置し、自動制御による省エネルギー対策を推進するシステム。
※19	p.58	IoT	Internet of Things の略。モノのインターネット。PC やスマートフォンに限らず、センサー、家電、車など様々なモノがインターネットで繋がること。
※20	p.63	iDC	サーバを設置するために、高度な安全性等を確保して設計された専用の建物・施設のこと。サーバを安定して稼働させるため、無停電電源設備、防火・消火設備、地震対策設備等を備え、ID カード等による入退室管理などでセキュリティが確保されている。

※	頁	用語	解説
※21	p.64	情報セキュリティインシデント	情報管理やシステム運用に関して保安上の脅威となる事象のこと。ウイルス感染や不正アクセス、アカウント乗っ取り、Web サイト改竄、情報漏洩、迷惑メール送信、サービス拒否攻撃（DoS 攻撃）などが含まれる。
※22	p.64	業務継続計画（ICT－BCP）	ICT は Information & Communications Technology、BCP は Business Continuity Plan の略で、何らかの障害が発生した場合に重要な業務が中断しないこと、または業務が中断した場合でも目標とした復旧時間内に事業が再開できるようにするための対応策などを定めた ICT 部門の事業継続計画。
※23	p.71	e ラーニング	パソコンやコンピュータネットワークなどを利用して教育を行うこと。

川崎市情報化推進プラン（案）
平成28年2月

川崎市
(総務局情報管理部 I C T 推進課)

「川崎市情報化推進プラン（案）」について 意見を募集します

ICT（情報通信技術）を取り巻く社会環境は、近年ではスマートフォンやタブレット端末等の普及やクラウドサービスの利用が拡大するなど大きく変化しており、本市におきましてもこうした変化に的確に対応し、情報化施策を計画的・総合的に進めしていく必要があります。

このたび、本市の新たな総合計画に掲げる都市像の実現に向けて、ICTの効果的・積極的な活用により、更なる市民サービスの向上や行政事務の効率化を進める「川崎市情報化推進プラン（案）」をとりまとめましたので、市民の皆様の御意見を募集いたします。

1 意見の募集期間

平成28年2月5日（金）から平成28年3月7日（月）まで

※郵送の場合は、平成28年3月7日（月）必着の意見が有効です。

2 資料の閲覧場所

(1) かわさき情報プラザ（川崎市役所第3庁舎2階）

(2) 各区役所市政資料コーナー

(3) 川崎市ホームページ

3 意見の提出方法

御意見は、郵送、ファクシミリ、電子メール（専用フォーム）、持参のいずれかでお寄せください。

※意見書の書式は自由ですが、「御意見」とともに、必ず「題名」、「氏名（団体の場合には名称及び代表者の氏名）」、「住所」、「電話番号」を明記し提出してください。

なお、氏名、住所及び電話番号は、意見書の内容を確認させていただく場合があるため記載をお願いするものです。

※電子メールは、川崎市ホームページの「パブリックコメント手続き」にアクセスし、ホームページ上の案内に従って専用のフォームを御利用ください。

※電話や来庁による口頭での御意見はお受けできませんので御了承ください。

※お寄せいただいた御意見に対する個別回答はいたしませんが、市の考え方を市ホームページで公表します。

※いただいた個人情報は、川崎市個人情報保護条例に基づき適正に取扱います。

4 送付先・問い合わせ先

〒210-8577 川崎市川崎区宮本町1番地

川崎市総務局情報管理部 ICT推進課

電話：044（200）2109 FAX：044（200）3752